

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	165 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	146 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	93 件
国民年金関係	44 件
厚生年金関係	49 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの国民年金の定額保険料及び63年4月から平成元年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から58年3月まで
② 昭和63年4月から平成元年3月まで

私は、国民年金の加入手続をした時に、付加保険料の納付の申出をして、遅れて納付したことはあったが、国民年金保険料を全て納付したはずである。申立期間①の定額保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は6か月と短期間であり、申立人は、当該期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していること、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人は、当該期間後の昭和59年1月から同年3月までの期間の保険料を同年4月に、同年4月から同年6月までの期間の保険料を同年7月に納付していることがオンライン記録で確認でき、これらの納付時点で当該期間の定額保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、当該期間は12か月と短期間であり、申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された時期の昭和56年2月に付加保険料の納付の申出をしたことが、被保険者台帳及び当時居住していた市の国民年金被保険者名簿で確認でき、当該期間を除き保険料を現年度納付している場合は全て付加保険料を含めて納付していることがオンライン記録で確認できること、申立人が付加保険料の納付をしない旨を申し出た記録は無く、当該期間の定額保険料は前納されていることから、付加保険料も前納されたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和57年10月から58年3月までの国民年金の定額保険料及び63年4月から平成元年3月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から60年6月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び61年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から60年6月まで
② 昭和60年10月から同年12月まで
③ 昭和61年3月

私の祖母は、私が短大を卒業した後に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和59年10月から60年6月までの期間、申立期間②及び③については、申立人の国民年金手帳の記号番号は62年1月に払い出されており、当該払出時点でこれらの期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であった。

また、申立人は、申立期間直後の昭和61年4月以降保険料を全て納付し、申立期間①及び②に挟まれた60年7月から同年9月までの期間と申立期間②及び③に挟まれた61年1月及び同年2月の保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できるほか、手帳記号番号が払い出されて間もない62年3月の保険料は同年3月31日に現年度納付しているにもかかわらず、同年11月9日に納付記録が追加されていることがオンライン記録で確認でき、当時の納付記録の管理に不適切な状況が認められる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の祖母は、昭和55年6月に払い出された手帳記号番号により第3回特例納付で年金の受給資格期間(10年)相応分の保険料を納付していることが推測できるほか、祖母と一緒に保険料を納付していたとする申立人の母親は、51年3月に払い出された手帳記号番号により49年1月以降60歳に到達するまでの保険料を全て納付しているなど、申立人の祖母が申立人に係る上記の期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの期間については、申立人の祖母が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記手帳記号番号払出時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳を 1 冊のみ所持し、ほかに手帳を所持したことはないと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の祖母が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 10 月から 60 年 6 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間及び 61 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

私は、第3号被保険者資格の取得の届出を行った後、申立期間を含む納付可能な期間の国民年金保険料を数回遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年12月13日に、婚姻直後の5年1月及び同年2月の第3号被保険者の特例届出、同年3月の第1号被保険者への種別変更の届出並びに8年5月の第3号被保険者への種別変更の届出の各手続を行っていることが申立人が当時から現在まで居住している区の索引簿で確認でき、当該手続時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人は、当該手続時点で過年度納付が可能であった6年11月分まで遡り、申立期間直前の同年同月から7年2月までの4か月分及び直後の13か月分の保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、申立期間の1か月分の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月から同年 12 月まで
② 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 60 年 1 月に自営業を開業した。正確な時期は憶^{おぼ}えていないが、開業後間もなく国民年金に加入して申立期間①及び②に係る夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年1月頃に払い出されていることが推認できることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。その上、オンライン記録によれば、申立人が一緒に保険料を納付していたとする妻の当該期間に係る保険料は、納付済みであることが確認できる。

また、申立期間②は、3か月と短期間であり、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間①及び②を除いて国民年金の加入期間に係る保険料を全て納付していることが確認できる。

2 一方、申立期間①については、オンライン記録によれば、国民年金に加入していない期間であることが確認できることから、当該期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。その上、申立人は、保険料の納付金額及び納付頻度等の記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事

情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの期間及び51年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで
② 昭和51年7月から同年9月まで
③ 昭和52年1月から59年3月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料をその前後の期間を含めて納付し続けていたはずであり、申立期間③の保険料については、昭和58年3月頃に一括納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、いずれも3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間①前の昭和48年1月頃に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は昭和58年頃に当該期間の保険料を一括で全て納付したとしているが、この納付時点では当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が納付したと記憶している当該期間の保険料額は当該期間当時の保険料額と大きく相違しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年2月まで

私は、昭和61年4月頃に、その時点で国民年金保険料を納付することができると区役所の窓口で説明された期間のうち、申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であり、申立人は当該期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和61年4月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったほか、申立人が申立期間の保険料を納付する際に区役所窓口で説明され納付したと説明する保険料額は、当時納付することが可能であった申立期間の保険料額及び61年度の前納保険料額の合計金額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 57 年 6 月まで

私の母は、私が 20 歳になった時から私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。昭和 47 年頃からは、私の妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 6 月までの期間については、申立人は、当該期間直後の同年 7 月以降の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻の当該期間の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、申立人の母親が保険料を納付してくれていたとする昭和 43 年 1 月から 46 年頃までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、申立人の母親は 43 年 1 月以降 60 歳に到達するまで保険料が未納又は納付免除であり、申立人の父親も同年同月以降 60 歳に到達するまで保険料が未納であること、申立人は、母親から当該期間の保険料を納付している旨を聞いたかどうか憶^{おぼ}えていないと説明していることなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間のうち、申立人の妻が保険料を納付していたとする昭和 47 年頃以降から 56 年 12 月までの期間については、妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする妻は、当

該期間当初は区出張所で保険料を納付し、国民年金手帳にスタンプを押してもらったと説明しているが、申立人夫婦が当時居住していた区では、昭和 45 年度から納付書方式により保険料を収納していたこと、また、妻は当該期間の途中から納付書により金融機関で保険料を毎月納付していたと説明しているが、当時は3か月単位の保険料納付書が発行されていたことなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年11月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年11月から10年3月まで
② 平成10年6月及び同年7月
③ 平成10年10月

私は、国民年金に加入してから国民年金保険料を定期的に納付していた。その後、経済的な理由で保険料を納付していなかった期間があり、申立期間②及び③の期間の保険料は、後日遡って分割して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は5か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人は当該期間当時の保険料は定期的に納付していたと説明しており、申立期間直前の平成9年10月、申立期間直後の10年4月及び同年5月の保険料はいずれも現年度納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料を納付していなかった期間の保険料を遡って分割納付した時期及び期間に関する記憶が曖昧である。また、申立期間②直後の平成10年8月から12年3月までのうち申立期間③を除く期間の保険料を同年9月から14年4月にかけて1か月分ずつ過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、申立人が説明しているように保険料の納付をしていない期間が見られる。この過年度納付等の状況をみると、申立期間②直後の10年8月の保険料は12年9月28日に過年度納付され、申立期間③直後の10年11月の保険料は12年4月分の保険料が重複納付されたため、同年12月5日付けで時効に到達していない10年11月分の保険料

に充当されていることが確認でき、当該過年度納付及び当該充当の時点では、申立期間②及び③はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年11月から10年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から同年 9 月まで

私は、大学を卒業した後、就職をしていなかったため、母に勧められて区の出張所で国民年金の加入手続きを行い、その後、加入した時点で未納だった期間の国民年金保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料（定額保険料）を全て納付しており、昭和 51 年 9 月に付加保険料の納付の申出を行って以降、国民年金加入期間中の付加保険料もおおむね納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年 6 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月から9年3月まで

私が20歳の頃に国民年金保険料の納付書が送られてきた。私の母は、納付期限に間に合わず送られてきた納付書では保険料を納付することができなかったが、その後納付書が再度送られてきたので、その納付書で私が学生であった4か月分の保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した後、母親が最初に送られてきた納付書では国民年金保険料を納付することができず、その後送られてきた4か月分の納付書で申立期間の保険料を納付したと具体的に説明しており、申立人の基礎年金番号は申立期間中の平成9年2月に付番されており、申立人が所持する年金手帳では申立期間当初の8年*月に国民年金被保険者資格を取得したことが確認できる。また、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したとする金融機関の支店は、申立期間当時に開設され、保険料収納の取扱いが行われており、母親が保険料を納付していたとする申立人の兄の20歳から就職直前までの学生期間の保険料は納付されているなど申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで

私の母は、私が20歳を過ぎてしばらくしてから、私の国民年金の加入手続きを行い国民年金保険料を納付してくれていた。納付期限が過ぎたときは社会保険事務所（当時）に電話して、納付書を作成してもらい近くの郵便局で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間及び納付期限が過ぎて納付することができなかつたと説明する平成2年11月を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間前の平成3年2月から3月頃までに払い出されているほか、申立人の母親は「遅れ遅れであったが、保険料の納付書の期限が過ぎた場合には、社会保険事務所に電話して納付書を発行してもらい、納付していた。」と具体的に説明しており、申立期間直前の6年2月及び同年3月の保険料は8年1月に過年度納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

私は、大学に通学するために実家を離れて下宿生活をしていた平成3年4月に、学生が国民年金に加入することが義務となったため、両親と相談して国民年金の加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していた。大学を卒業して実家に戻る前に居住していた市で申立期間の保険料を納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年4月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は納付日が確認できる4年4月から申立期間直前の6年2月までの期間の保険料を現年度納付していることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人は大学在学中に居住していた市から実家のある市へ平成6年3月28日に住所変更していることがオンライン記録で確認でき、申立人の実家のある市では、年度途中で転入手続を行った国民年金被保険者に保険料の未納期間がある場合は、未納期間の納付書を発行していたと説明しており、申立期間当時に実家で申立人と同居し、母親が保険料を納付していたとする申立人の妹は、申立人と同時期の3年4月に国民年金被保険者資格を取得し、申立期間を含めて当該資格取得以後の保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年5月から平成元年10月まで
② 平成2年4月及び同年5月

私は、婚姻後に時期は定かではないが、区役所で国民年金保険料の未納期間があると言われ、未納期間の保険料を遡って2、3か月分まとめて何回かに分けて納付した。保険料額は月額7、8千円及び1万円程度であったと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は2か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年10月頃に払い出されており、当該払出時点では当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であるほか、当該期間前後の期間の保険料は過年度納付されているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続を行った記憶が無く、保険料の納付時期及び納付場所等に関する記憶が曖昧であり、申立人は当該期間に月額7、8千円及び1万円の保険料を2、3か月分まとめて何回かに分けて納付していたと説明しているが、この金額は昭和61年度以降の保険料額であり、52年度から60年度までの9年度分の保険料額と相違するほか、申立人の上記手帳記号番号の払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から同年12月まで
私は、会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、送られてきた納付書で近くの郵便局などで漏れなく国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和59年1月に払い出されており、申立人は、厚生年金保険適用事業所を退職した直後の58年11月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していること、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 12003

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私は、姉が大学生の時に自身の国民年金保険料の免除申請の手続を行っていたことを聞いていたので、大学生になった平成8年から毎年度、免除申請の手続を行っており、申立期間の免除申請は、4月か5月頃に行った記憶がある。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になって以降、大学生の期間は毎年度、国民年金保険料の免除申請の手続を行い、申立期間の保険料の免除申請は区役所で平成10年4月か5月頃に行った記憶があると説明しており、20歳以降の大学在学中は申立期間を除き全て申請免除期間である。

また、申立人が免除申請を行っていることを聞いたとする申立人の姉は、20歳到達月の保険料を後に過年度納付しているが、平成6年3月から大学を卒業する9年3月までの期間は申請免除期間となっており、当該申請免除期間のうち、8年*月以降の期間は申立人も申請免除期間であるほか、申立人は、学生時代にあまり収入が無かったと説明しており、申立人の父親も申立期間当時、職業に変更は無いなど申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から48年3月まで
② 昭和49年10月から51年3月まで
③ 昭和53年4月から同年12月まで

私は、会社を退職後の昭和46年10月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、当該期間は9か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間前の昭和48年8月に払い出されており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったほか、前後の期間の保険料は現年度納付されていることが特殊台帳で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、当該期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧であり、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人は当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているほか、申立人は当該期間当時に年金手帳を受け取った記憶が無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立期間②については、申立人は昭和49年6月にA区からB区に転入し、52年頃にC区に転出したと説明しているところ、申立人は申立期間②当時に居住していたB区への転入手続時に国民年金に係る住所変更手続を行った記憶が曖昧であり、申立人が所持する年金手帳にはB区の住所が記載されていないほか、A区を管轄する社会保険事務所（当時）の手帳記号番

号払出簿ではC区への被保険者台帳の移管が52年1月に行われ、それまでの期間は申立人が不在者として扱われていた旨の記載があることから、B区住所への国民年金に係る住所変更手続きが適切に行われず、当該期間はB区から申立人に納付書は送付されなかったものと考えられるなど申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。なお、B区への転入当初とC区へ転出する直前の期間は、それぞれ申立人が納付した記録があるが、前者はA区から送付された納付書による納付、後者はC区から送付された納付書による納付と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる

東京国民年金 事案 12008 (事案 3087 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月から同年 6 月まで
私は、婚姻後、市役所で国民年金の加入手続をし、その後は国民年金保険料を納付していた。未納にしてしまった期間の保険料は実家に戻ってから遡って納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間当時に居住していた市における保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらないとして、既に平成21年2月12日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は、元夫と別居し実家のある区へ戻った以降に申立期間の保険料を遡って納付した記憶があると説明しており、申立期間当時に居住していた市における納付状況に関する記憶に曖昧な点はあるものの、申立人は当該市に居住していた申立期間直後の昭和54年7月から55年6月までの保険料を付加保険料を含めて現年度納付していること、申立人の戸籍の附票から申立人が実家に戻ったのは55年8月22日であり、申立人は同年同月に付加保険料の申出をしているとともに、当該申出月から57年12月までの保険料を付加保険料を含めて現年度納付していること、申立人が実家に戻った上記時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立人の両親は国民年金加入期間の保険料を全て納付していることなどを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年4月から16年12月までの国民年金保険料については、免除されていたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から63年3月まで
② 平成14年4月から16年12月まで

私は、昭和60年4月に国民年金保険料の免除申請手続を始め、昭和59年7月から平成16年12月まで免除申請をしていたはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前の昭和63年4月から平成14年3月までの期間は申請免除期間として記録されており、申立人は当該期間当初の平成14年度から病気がちとなり、17年1月からは生活保護法による生活扶助を受け、同年同月以降の国民保険料は法定免除とされているほか、当該期間当時も、自宅に免除申請手続の用紙が送付され必要事項を記載した後に申請書を返送していたと説明しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人が自身の国民年金の加入手続を行っていたかもしれないと説明する母親から当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和63年10月頃に払い出されており、この払出時点では当該期間の免除申請手続は行えず、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成14年4月から16年12月までの国民年金保険料は免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年4月から17年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年12月から10年11月まで
② 平成11年4月から12年3月まで
③ 平成16年4月から17年3月まで

私は、毎年度送付されてきた国民年金保険料の免除申請書を記入し返送していたので、20歳から大学を卒業するまでの保険料は全て免除されていたはずである。申立期間①及び②の保険料が免除とされておらず、申立期間③の保険料が学生納付特例により納付猶予とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は従前と同様に郵送で国民年金保険料の学生納付特例の申請を行っていたと説明しており、申立人は平成11年4月から17年3月までの期間は大学に在籍し、学生納付特例制度が開始された12年4月から当該期間直前の16年3月までの期間は学生納付特例期間とされているほか、当該期間当時に転居や生活上の大きな変化も無く、前年度分に引き続き当該期間の保険料について学生納付特例の申請を行うことが困難であった理由も見当たらないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除通知書、日記等）が無く、申立期間①については、申立人は、20歳になった頃に届いた保険料の免除申請書を、学業が忙しかったためしばらくそのままにしてしまい、申請書を記入し返送したのは、申請免除期間と記録されている平成10年12月から11年3月までの免除申請日である11年1月頃であるような気がする」と説明しており、その当時は申請月の前月から免除期間として承認されたため、当該申請日では、当該期間は申請免除の対象期間とはならない。

また、申立期間②については、当該期間の保険料が全て申請免除と承認されるために

は、平成 11 年 4 月又は 5 月に免除申請を行う必要があるが、申立人は同年 3 月から実家のある区を離れ大学が所在する市で一人暮らしをしており、当該市で申請免除を行った記憶は無いと説明しているほか、申立人は、同年 7 月に実家に戻った後に、自動的に送付されていた免除申請書を記入し返送したと説明しているが、実家所在地の区及び同区を管轄する年金事務所は、免除申請書を自動的に送付することはなく、申出により送付していたと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 16 年 4 月から 17 年 3 月までの国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 16 年 6 月 25 日の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成 16 年 6 月 25 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与支払明細書により、申立人は、平成 16 年 6 月 25 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 30 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
20167	男		昭和10年生		150万円
20168	男		昭和18年生		150万円
20169	男		昭和17年生		150万円
20170	男		昭和15年生		150万円
20171	男		昭和15年生		150万円
20172	男		昭和15年生		150万円
20173	男		昭和18年生		150万円
20174	男		昭和19年生		150万円
20175	男		昭和21年生		150万円
20176	男		昭和20年生		150万円
20177	男		昭和15年生		150万円
20178	男		昭和16年生		150万円
20179	男		昭和16年生		150万円
20180	男		昭和20年生		150万円
20181	男		昭和17年生		150万円
20182	男		昭和16年生		150万円
20183	男		昭和20年生		150万円
20184	男		昭和20年生		150万円
20185	男		昭和22年生		150万円
20186	男		昭和23年生		150万円
20187	男		昭和22年生		150万円
20188	男		昭和23年生		150万円
20189	男		昭和23年生		150万円
20190	男		昭和22年生		150万円
20191	男(死亡)		昭和15年生		90万円
20192	男		昭和20年生		90万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
20193	男		昭和13年生		150万円
20194	男		昭和12年生		150万円
20195	男		昭和14年生		106万円
20196	男		昭和13年生		150万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は厚生年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除明細一覧表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 3 月 4 日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 43 件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
20197		女	昭和40年生		平成17年7月8日	67万 9,000円
					平成17年12月9日	67万 5,000円
20198		男	昭和18年生		平成17年7月8日	47万 2,000円
					平成17年12月9日	45万 円
20199		女	昭和43年生		平成17年7月8日	54万 8,000円
					平成17年12月9日	49万 8,000円
20200		男	昭和40年生		平成17年7月8日	75万 3,000円
					平成17年12月9日	75万 3,000円
20201		男	昭和39年生		平成17年7月8日	68万 6,000円
					平成17年12月9日	69万 円
20202		男	昭和36年生		平成17年7月8日	79万 6,000円
					平成17年12月9日	79万 2,000円
20203		男	昭和22年生		平成17年7月8日	92万 6,000円
					平成17年12月9日	92万 6,000円
20204		男	昭和41年生		平成17年7月8日	59万 円
					平成17年12月9日	59万 円
20205		女	昭和45年生		平成17年7月8日	46万 8,000円
					平成17年12月9日	46万 8,000円
					平成18年12月8日	51万 円
20206		男	昭和45年生		平成17年7月8日	60万 3,000円
					平成17年12月9日	60万 3,000円
20207		男	昭和40年生		平成17年7月8日	59万 円
					平成17年12月9日	59万 円
20208		男	昭和41年生		平成17年7月8日	60万 5,000円
					平成17年12月9日	60万 5,000円
20209		男	昭和46年生		平成17年7月8日	49万 4,000円
					平成17年12月9日	49万 4,000円
20210		男	昭和33年生		平成17年7月8日	85万 9,000円
					平成17年12月9日	85万 9,000円
20211		男	昭和49年生		平成17年7月8日	40万 3,000円
					平成17年12月9日	40万 3,000円
20212		男	昭和34年生		平成17年7月8日	71万 6,000円
					平成17年12月9日	71万 6,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
20213		男	昭和37年生		平成17年7月8日	66万 8,000円
					平成17年12月9日	66万 8,000円
20214		女	昭和42年生		平成17年7月8日	60万 円
					平成17年12月9日	60万 円
20215		男	昭和50年生		平成17年7月8日	41万 2,000円
					平成17年12月9日	41万 2,000円
20216		女	昭和31年生		平成17年7月8日	58万 1,000円
					平成17年12月9日	58万 1,000円
20217		男	昭和36年生		平成17年7月8日	88万 3,000円
					平成17年12月9日	88万 3,000円
20218		男	昭和44年生		平成17年7月8日	53万 2,000円
					平成17年12月9日	53万 2,000円
20219		女	昭和37年生		平成17年7月8日	51万 円
					平成17年12月9日	51万 円
20220		女	昭和53年生		平成17年7月8日	37万 1,000円
					平成17年12月9日	37万 1,000円
20221		男	昭和42年生		平成17年7月8日	19万 5,000円
					平成17年12月9日	39万 6,000円
20222		女	昭和45年生		平成17年7月8日	38万 3,000円
					平成17年12月9日	37万 3,000円
20223		女	昭和54年生		平成17年7月8日	32万 3,000円
					平成17年12月9日	32万 3,000円
20224		女	昭和53年生		平成17年7月8日	33万 6,000円
					平成17年12月9日	33万 6,000円
20225		男	昭和35年生		平成17年7月8日	67万 1,000円
					平成17年12月9日	67万 1,000円
20226		男	昭和23年生		平成17年7月8日	32万 円
					平成17年12月9日	32万 円
20227		男	昭和29年生		平成17年7月8日	80万 5,000円
					平成17年12月9日	80万 1,000円
20228		男	昭和55年生		平成17年7月8日	32万 2,000円
					平成17年12月9日	32万 2,000円
20229		男	昭和55年生		平成17年7月8日	32万 2,000円
					平成17年12月9日	31万 2,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
20230		男	昭和53年生		平成17年7月8日	32万 1,000円
					平成17年12月9日	32万 1,000円
20231		男	昭和55年生		平成17年7月8日	31万 9,000円
					平成17年12月9日	31万 9,000円
20232		女	昭和56年生		平成17年7月8日	31万 9,000円
					平成17年12月9日	31万 9,000円
20233		男	昭和54年生		平成17年7月8日	32万 円
					平成17年12月9日	32万 円
20234		女	昭和52年生		平成17年7月8日	33万 4,000円
					平成17年12月9日	33万 4,000円
20235		男	昭和16年生		平成17年7月8日	25万 円
					平成17年12月9日	25万 円
20236		男	昭和36年生		平成17年7月8日	66万 6,000円
					平成17年12月9日	66万 6,000円
20237		男	昭和20年生		平成17年7月8日	19万 1,000円
					平成17年12月9日	23万 円
20238		女	昭和57年生		平成17年7月8日	10万 円
					平成17年12月9日	29万 9,000円
20239		男	昭和51年生		平成18年12月8日	10万 円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成 19 年 12 月 7 日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「平成 19 年冬賞与」により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「平成 19 年冬賞与」において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 27 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
20240	男		昭和36年生		75万 6,000円
20241	男		昭和35年生		75万 6,000円
20242	男		昭和35年生		106万 6,000円
20243	男		昭和47年生		73万 5,000円
20244	男		昭和46年生		60万 円
20245	男		昭和39年生		68万 2,000円
20246	女		昭和50年生		51万 9,000円
20247	男		昭和38年生		81万 円
20248	男		昭和54年生		47万 円
20249	男		昭和53年生		52万 円
20250	女		昭和44年生		51万 円
20251	男		昭和47年生		61万 円
20252	男		昭和51年生		59万 円
20253	男		昭和52年生		53万 円
20254	男		昭和39年生		66万 円
20255	女		昭和56年生		42万 円
20256	男		昭和57年生		46万 5,000円
20257	女		昭和58年生		42万 6,000円
20258	男		昭和56年生		53万 6,000円
20259	男		昭和47年生		65万 9,000円
20260	男		昭和50年生		51万 9,000円
20261	女		昭和44年生		47万 8,000円
20262	女		昭和55年生		45万 円
20263	男		昭和47年生		58万 8,000円
20264	男		昭和56年生		10万 2,000円
20265	男		昭和47年生		16万 6,000円
20266	男		昭和41年生		18万 5,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 10 日から 44 年 7 月 26 日まで

年金受給の手続をしたときに、申立期間に係る脱退手当金の支給記録があることを知り、調べてもらったが、脱退手当金が支払われているとの回答であった。その後、年金問題が騒がれるようになり、受給した記憶は無いので、今回申立てをした。脱退手当金を受給していないので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 7 月 26 日の前後各 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 17 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は申立人を含め 3 名と少なく、また、連絡先が把握できた 7 名の者から同社における当時の脱退手当金の取扱状況等について聴取したところ、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがうことができないことを踏まえると、同社の事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、2 回の被保険者期間のうち、最初に被保険者となった期間であって、しかも約 2 年間もの被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、申立人の脱退手当金は、昭和 44 年 9 月 29 日に支給決定されているが、その約 1 か月半後に別の事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者となっており、申立人が、その当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 22 日から 39 年 5 月 2 日まで
② 昭和 40 年 3 月 20 日から 41 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 1 月 1 日から 44 年 10 月 12 日まで

平成 13 年 3 月に年金サービスセンターで年金の記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録があることを知り、受給した記憶は無かったが、役所のすることなので、全面的に信用していた。しかし、日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、やはり申立期間③に勤務したA社を退職したときは脱退手当金のことを知らず、申請手続も受給もしていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

なお、最初に勤務したB社でもらった厚生年金保険被保険者証は、脱退手当金が未支給となっているC社及び申立期間②、③の事業所にも継続して提出してきたので、仮に、自分で請求したのであればC社の被保険者期間も含めて請求していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③に勤務したA社に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 10 月 12 日の前後各 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 5 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人以外で支給記録があるのは 1 名のみであり、また、当該支給記録のある 1 名は、「脱退手当金については、自分で社会保険事務所（当時）に手続に行き、同事務所で受け取った。」と供述していることを踏まえると、同社の事業主が

申立人の委任を受けて脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間①と②の間にあるC社に勤務した被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人は、「最初に勤務したA社でもらった厚生年金保険被保険者証は、脱退手当金が未支給となっているC社及び申立期間②、③の事業所にも継続して提出してきたので、仮に、自分で請求したのであればC社の被保険者期間も含めて請求していたと思う。」旨供述していることを踏まえると、申立人が、当該被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間①、②及び③と当該未請求の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている上、当該脱退手当金を支給決定した社会保険事務所と当該未請求期間を管理していた社会保険事務所は同一であり、当該未請求期間が存在することは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 21 日から 35 年 12 月 16 日まで
② 昭和 35 年 12 月 10 日から 36 年 9 月 20 日まで
③ 昭和 38 年 6 月 3 日から 39 年 5 月 30 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人の申立期間③の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 8 か月後の昭和 41 年 1 月 28 日に支給決定されたこととなっており、申立期間③における事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間②と③の間にある 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、脱退手当金が支給決定されたこととなっている日より前の 5 回の被保険者期間のうち、2 回の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間と未請求となっている申立期間②と③の間の 2 回の被保険者期間については、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、当該未請求期間が存在することは事務処理上不自然である。

加えて、申立人が申立期間③に勤務した A 社に係る事業所別被保険者名簿

及び申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、脱退手当金の支給決定日である昭和41年1月28日より約1年9か月前の39年4月*日に婚姻し、改姓していることから、仮に、申立人が当該請求をしたとすれば、改姓後の姓により行ったものと考えられるため、申立人が当該脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和59年5月26日から同年6月10日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を51年11月1日、資格喪失日に係る記録を59年6月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、51年11月は6万4,000円、同年12月は7万6,000円、52年1月は6万4,000円、同年2月は6万8,000円、同年3月及び同年4月は6万4,000円、同年5月は5万6,000円、同年6月は6万8,000円、同年7月は8万円、同年8月は7万2,000円、同年9月は10万4,000円、同年10月及び同年11月は7万2,000円、同年12月は6万8,000円、53年1月は5万6,000円、同年2月は7万2,000円、同年3月から同年5月までは6万4,000円、同年6月は7万2,000円、同年7月は6万8,000円、同年8月は7万6,000円、同年9月及び同年10月は9万2,000円、同年11月は9万8,000円、同年12月は8万円、54年1月は6万4,000円、同年2月及び同年3月は9万8,000円、同年4月は8万円、同年5月は6万8,000円、同年6月は8万6,000円、同年7月及び同年8月は7万2,000円、同年9月は8万円、同年10月は9万2,000円、同年11月は9万8,000円、同年12月及び55年1月は8万円、同年2月及び同年3月は8万6,000円、同年4月は8万円、同年5月は8万6,000円、同年6月は10万4,000円、同年7月は8万円、59年5月は10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年11月1日から55年8月2日まで
② 昭和59年5月26日から59年7月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与明細書を保存しており、厚生年金保険料が控除されているので、申立

期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった給与明細書から、申立人はA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、昭和51年11月は6万4,000円、同年12月は7万6,000円、52年1月は6万4,000円、同年2月は6万8,000円、同年3月及び同年4月は6万4,000円、同年5月は5万6,000円、同年6月は6万8,000円、同年7月は8万円、同年8月は7万2,000円、同年9月は10万4,000円、同年10月及び同年11月は7万2,000円、同年12月は6万8,000円、53年1月は5万6,000円、同年2月は7万2,000円、同年3月から同年5月までは6万4,000円、同年6月は7万2,000円、同年7月は6万8,000円、同年8月は7万6,000円、同年9月及び同年10月は9万2,000円、同年11月は9万8,000円、同年12月は8万円、54年1月は6万4,000円、同年2月及び同年3月は9万8,000円、同年4月は8万円、同年5月は6万8,000円、同年6月は8万6,000円、同年7月及び同年8月は7万2,000円、同年9月は8万円、同年10月は9万2,000円、同年11月は9万8,000円、同年12月及び55年1月は8万円、同年2月及び同年3月は8万6,000円、同年4月は8万円、同年5月は8万6,000円、同年6月は10万4,000円、同年7月は8万円とすることが妥当である。

次に、申立期間②について、申立人から提出のあった昭和59年5月の給与明細書から保険料が控除されていることが確認できる上、同年6月の給与明細書から勤務日数が9日であることが確認できることから、申立人は、申立期間②のうち、同年5月26日から同年6月9日までA社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②のうち、昭和59年5月の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保存している申立人の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取

得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和 55 年 8 月 2 日、申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が 59 年 5 月 26 日となっていることから、事業主が 55 年 8 月 2 日を資格取得日及び 59 年 5 月 26 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び申立期間②のうち同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 59 年 6 月 10 日から同年 7 月 1 日までの期間については、B 社は給与からの社会保険料の控除は当月控除であるとしているところ、申立人から提出のあった同年 6 月の給与明細書により給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、上記給与明細書に記載されている申立人の勤務日数が 9 日であること、申立人自身も昭和 59 年 6 月半ばに退職したと記憶していることと供述していることから、同年 6 月末までの勤務実態は確認できない。

さらに、厚生年金保険法第 19 条によると、被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法第 14 条には、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、上記のとおり申立人の A 社における資格喪失日は、昭和 59 年 6 月 10 日と推認できることから、申立人の主張する当該期間については、厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年10月1日から20年7月1日までの期間及び同年11月1日から21年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、19年10月から20年6月までは30万円、同年11月は22万円、同年12月及び21年1月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間のうち、平成21年2月1日から同年5月22日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月1日から21年5月22日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際と相違している。給与明細書等を提出するので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成19年10月1日から21年5月22日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保

険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成19年10月1日から21年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を適用し、同年2月1日から同年5月22日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立期間のうち、平成20年2月1日から同年7月1日までの期間及び同年11月1日から21年2月1日までの期間について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成20年2月から同年6月までは30万円、同年11月は22万円、同年12月及び21年1月は28万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成19年10月1日から20年1月1日までの期間については、申立人は給与明細書等を保有していないが、A社における給与の支払が月末締め翌月払いとしているところ、申立人から提出のあった20年度の特例市民税・県民税納税通知書に記載されている社会保険料等の控除額は、18年12月から19年8月までの標準報酬月額を28万円、同年9月から同年11月までの標準報酬月額を30万円と仮定して計算した額と近似するため、30万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたものと認められることから、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成20年1月1日から同年2月1日までの期間については、申立人は給与明細書等を保有していないが、申立人から提出のあった銀行預金通帳の写しから、同年1月から同年6月までの期間に係る給与振込記録がほぼ同程度の金額であり、同年2月から同年6月までの給与明細書等によると、控除額に見合う標準報酬月額は30万円であることが確認できることから、同年1月においても同額の保険料が控除されていたものと認められ、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無

いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間のうち、平成 20 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、申立人は休職期間である旨供述しており、同年 7 月の給与明細書等における支給合計が 0 円、同年 8 月及び同年 9 月は A 社からの給与振込記録が確認できないことから、給与の支給は無かったと推認できる。

さらに、申立期間のうち、平成 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については、給与明細書等で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録より低いことが確認できる。

したがって、当該期間について、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低いことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 22 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、18 万円と記録されている。

しかし、給与明細書等によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 34 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 21 年 2 月から同年 4 月までは 34 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和33年1月1日から同年5月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月から33年5月2日まで
② 昭和39年6月1日から42年4月まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びC社に勤務した申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和32年の夏の終わり頃、A社に入社し、見習期間として3か月くらい工場勤務した後、販売員として百貨店内にあった同社の売店で勤務していたとしており、通勤の際に使用していた33年1月から34年10月まで（同年9月を除く。）の通勤定期乗車券を提出していることから、33年1月から同社で勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①に加入記録がある従業員25名に照会を行ったところ、回答のあった従業員20名のうち3名が申立人とほぼ同時期に入社しており、職務内容は異なるものの、いずれも入社月から2か月以内に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、回答のあった従業員のうち6名は、自身の入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致していることと供述していることから、申立期間①当時、

A社では入社からおおむね2か月以内で厚生年金保険に加入させる扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①のうち、昭和33年1月1日から同年5月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間①のうち、昭和32年9月から33年1月1日までの期間について、B社は当時の資料を保管していないため勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないと回答しており、また、申立人が記憶している当時の事業主及び専務は既に死亡している上、呼び名を記憶している二人の従業員からも当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、C社で店員として勤務していたとしており、当時の同社を詳細に記憶していること、また、同社の社長、店長及び複数の同僚を記憶しているところ、同社に勤務していた従業員も同様の者を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人は同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、C社は昭和57年9月20日に適用事業所でなくなっており、申立人が記憶している同社の社長は既に死亡しているため、申立人の勤務状況や保険料控除について確認することができない。

また、申立人が記憶しているC社の店長及び複数の同僚は同社に係る事業所別被保険者名簿において氏名を確認することができない上、当該被保険者名簿から当該期間に加入記録のある複数の従業員に照会したところ、

当時は厚生年金保険に加入したいと言わないと加入できないし、保険料控除も無かった旨供述していることから、同社では本人の希望により厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿の最初のページには、昭和40年5月31日にC社に対し社会保険事務所による「総合調査」が行われた記録が確認できる。ところ、年金事務所では、当該調査について、その対象となる事業所の従業員に係る出勤簿及び賃金台帳を確認し、被保険者となるべき従業員の適用漏れがあるか否かなどについて確認するものであり、適用漏れがあればその場で事業所に届出書を提出させる指導を行う旨回答していることから、当該調査が行われた当時は申立人が同社に勤務していたとしても厚生年金保険の加入要件を満たしていなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年5月1日から4年11月30日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、3年5月から同年9月までは18万円、同年10月から4年9月までは19万円、同年10月は24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年11月30日から同年12月17日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年12月17日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から5年3月1日まで

A社に勤務した一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、また、標準報酬月額は、実際にもらっていた給与より低くなっているため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年5月から4年10月までについて、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、3年5月から同年9月までは18万円、同年10月から4年9月までは19万円、同年10月は24万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月30日より後の5年4月7日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、当該期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認

められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年5月から同年9月までは18万円、同年10月から4年9月までは19万円、同年10月は24万円に訂正することが必要である。

次に、雇用保険の加入記録及びA社の支配人の供述により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成4年11月30日から同年12月17日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年11月30日より後の同年12月17日付けで、同年11月30日と記録され、申立人を含む23人の従業員についても同様に資格喪失していることが確認できる上、同年12月18日付けで、23人の従業員について同年10月31日に資格喪失していることが確認できる。

また、平成4年12月17日付けで、代表取締役及び取締役等の5人の標準報酬月額が、3年11月又は4年7月に遡って減額訂正されている記録が確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本では、上記処理日に同社は閉鎖されておらず、法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、従業員8人について、雇用保険の加入記録を照会したところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も少なくとも4人の従業員が勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人のA社における資格喪失日に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を当該処理日である平成4年12月17日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における当該処理前の平成4年10月の標準報酬月額から、24万円とすることが妥当である。

他方、申立期間のうち、平成4年12月17日から5年3月1日までの期間について、上記のとおり、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は既に解散しており、代表取締役も死亡していることから厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の支配人は、保険料控除は無かった旨供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、47年2月から同年12月までは3万6,000円、48年1月及び同年2月は5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月29日から48年3月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、昭和48年3月20日まで同社に継続して勤務していたと認められる。

また、申立人と同期入社で同一職種であった同僚の一人は、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同日の昭和47年2月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるものの、当該同僚から提出された同年2月分及び同年4月分から48年4月分までの給料支払明細書において、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できることから、申立人も、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社(旧B社)に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和41年11月16日付けで申立期間当時の厚生年金保険法第6条第2項の規定により任意適用事業所となっていることが確認でき、47年2月29日付けで、移転による社会保険事務所(当時)の管轄の変更を理由に厚生年金保険の適

用事業所でなくなった後、49年3月8日付けで再度、任意適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

しかし、申立期間当時、移転のため管轄社会保険事務所が変わる場合には、一旦適用事業所でなくなる手続きをとり、移転先の管轄社会保険事務所において新規適用の手続きをとる必要があったところ、A社は、移転先における新規適用の届出を遅延していたものと考えられる。

また、申立期間当時の厚生年金保険法第8条第2項において、任意適用事業所を適用事業所でなくするためには、被保険者の4分の3以上の同意を得て都道府県知事の認可を受けなければならないと規定されているが、A社において、厚生年金保険の被保険者資格を昭和47年2月29日に喪失し、その後、49年3月8日に再取得している従業員に照会したところ、複数の従業員から、申立期間も継続して勤務しており、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことを知らず、事業主から適用事業所でなくなったことについて説明も無かったとする供述があることから、上記規定にある被保険者の同意が無かったものと推認できる上、申立期間も従業員の給与から厚生年金保険料が控除されていたと認められることからみても、同社は、事業所移転時において、厚生年金保険の適用事業所でなくなる意思は無かったものと認められる。

以上のことから、申立期間は、A社が、適用事業所ではない期間であるものの、被保険者の利益保護の観点から規定された厚生年金保険法第8条第2項の趣旨に加え、申立期間においても、従業員の供述から同社が事業活動を継続していたことから判断すると、申立期間の厚生年金保険料については、任意適用事業所であった期間における場合と同様の取扱いとすべきものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったものと認められ、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年1月の社会保険事務所の記録及び同僚の標準報酬月額の記録から、同年2月から同年12月までは3万6,000円、48年1月及び同年2月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において適用事業所とされていなかったことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年2月から48年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月21日から58年1月21日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を57年10月21日、資格喪失日に係る記録を58年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、57年10月は19万円、同年11月は6万4,000円、同年12月は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月21日から58年2月20日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の一部の給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和57年10月21日から58年1月20日までの期間について、申立人から提出された57年11月分から58年1月分までの給与明細表、申立人のA社における勤務開始日に係る供述及びB法人から提出された申立人に係る運転者証の記録（申立人は、57年10月22日に運転者証の交付を受け、58年2月10日の退職により運転者証を返納している。）から判断すると、申立人が当該期間に同社に勤務していたと認められる。

また、上記給与明細表において厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、A社の現在の総務担当者は、当時の取扱いについては不明としながらも、通常、同社では最初に支給する給与において、給与の締日（毎月20日）との関係で、当月の給与から厚生年金保険料を控除できる場合は控除し、控除できない場合には翌月の給与から前月の厚生年金保険料を控除する旨供述していることから、昭和57年11月分の給与明細表において控除されている厚生年金保険料は同年10月の厚生年金保険料であると考えられ

る。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細表において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、昭和 57 年 10 月は 19 万円、同年 11 月は 6 万 4,000 円、同年 12 月は 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人に係る被保険者資格の取得届を提出した場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和 58 年 1 月 21 日から同年 2 月 20 日までの期間について、上記運転者証の交付記録により、申立人が同年 2 月 10 日まで A 社に勤務していたことは確認できるが、同年 2 月 11 日から同年 2 月 20 日までの期間については、申立人の同社における勤務について確認することができない。

また、A 社は当時の資料は保管していない旨回答している上、申立人も給与明細書等の資料を保有していないことから、申立人の当該期間における報酬額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 108 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 89 万 9,000 円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成 16 年 12 月 28 日の標準賞与額に係る記録を 108 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 12 月 28 日は 114 万円、20 年 12 月 28 日は 117 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 28 日
② 平成 19 年 12 月 28 日
③ 平成 20 年 12 月 28 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間①の賞与については、A社が誤った届出を行っており、申立期間②及び③の賞与については、同社が届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年

金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記「賞与台帳」において確認できる賞与支給額から、108万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出誤りにより、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②及び③について、上記「賞与台帳」により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記「賞与台帳」において確認できる賞与支給額から、平成19年12月28日は114万円、20年12月28日は117万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 53 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 43 万 4,000 円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成 16 年 12 月 28 日の標準賞与額に係る記録を 53 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 12 月 28 日は 65 万円、20 年 12 月 28 日は 80 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 28 日
② 平成 19 年 12 月 28 日
③ 平成 20 年 12 月 28 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間①の賞与については、A社が誤った届出を行っており、申立期間②及び③の賞与については、同社が届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年

金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記「賞与台帳」において確認できる賞与支給額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出誤りにより、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②及び③について、上記「賞与台帳」により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記「賞与台帳」において確認できる賞与支給額から、平成19年12月28日は65万円、20年12月28日は80万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月18日及び20年7月18日はそれぞれ10万円、同年12月19日は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年12月18日
② 平成20年7月18日
③ 平成20年12月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」及び「賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賃金台帳」及び「賞与支払明細書」において確認できる保険料控除額から、平成19年12月18日及び20年7月18日はそれぞれ10万円、同年12月19日は8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月18日は20万円、20年7月18日は21万円、同年12月19日は17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年12月18日
② 平成20年7月18日
③ 平成20年12月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」及び「賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賃金台帳」及び「賞与支払明細書」において確認できる保険料控除額から、平成19年12月18日は20万円、20年7月18日は21万円、同年12月19日は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月18日は19万円、20年7月18日は20万円、同年12月19日は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月18日
② 平成20年7月18日
③ 平成20年12月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」及び「賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賃金台帳」及び「賞与支払明細書」において確認できる保険料控除額から、平成19年12月18日は19万円、20年7月18日は20万円、同年12月19日は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月18日は16万円、20年7月18日は20万円、同年12月19日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年12月18日
② 平成20年7月18日
③ 平成20年12月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」及び「賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賃金台帳」及び「賞与支払明細書」において確認できる保険料控除額から、平成19年12月18日は16万円、20年7月18日は20万円、同年12月19日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月18日は18万円、20年7月18日は19万円、同年12月19日は14万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月18日
② 平成20年7月18日
③ 平成20年12月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」及び「賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賃金台帳」及び「賞与支払明細書」において確認できる保険料控除額から、平成19年12月18日は18万円、20年7月18日は19万円、同年12月19日は14万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月18日及び20年7月18日はそれぞれ10万円、同年12月19日は7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年12月18日
② 平成20年7月18日
③ 平成20年12月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」及び「賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賃金台帳」及び「賞与支払明細書」において確認できる保険料控除額から、平成19年12月18日及び20年7月18日はそれぞれ10万円、同年12月19日は7万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

A社に勤務した期間のうち、育児休業期間中であった申立期間に同社から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る「賃金台帳」及び「賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録及びA社を担当する社会保険労務士から提出のあった申立人に係る「健康保険厚生年金保険育児休業等取得者申出書」及び「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書」により、申立人について、平成19年2月23日から20年7月30日までは育児休業期間中であり、事業主は、同法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

また、A社が保管している厚生年金保険被保険者賞与支払届により、同社は、申立てに係る賞与の届出を、当該賞与に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われない。

したがって、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立期間当時に申立期間に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、「賃金台帳」及び「賞与支払明細書」において確認できる賞与支給額から、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月18日は15万円、20年7月18日は19万円、同年12月19日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月18日
② 平成20年7月18日
③ 平成20年12月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」及び「賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賃金台帳」及び「賞与支払明細書」において確認できる保険料控除額から、平成19年12月18日は15万円、20年7月18日は19万円、同年12月19日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月21日から36年8月30日まで
② 昭和37年9月20日から38年2月1日まで
③ 昭和38年2月26日から同年7月1日まで

日本年金機構からのはがきを見て、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知ったが、受給した覚えは無いので、申立期間について、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年1か月後の昭和40年8月2日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、当該未請求となっている2回の被保険者期間は、申立期間①と事業所名は異なるものの同一会社であり、申立人が申立期間①を請求しながら当該2回の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い上、申立期間①と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成19年8月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、標準報酬月額15万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月1日から同年9月1日まで
② 平成19年9月1日から同年12月29日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①の給与支給明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間②の一部について給与支給明細書を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び平成19年8月分の給与支給明細書により、申立人はA社に勤務していたことが確認できる。

また、上記給与支給明細書により、申立人の給与から15万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人が平成 19 年 9 月 1 日にA社において厚生年金保険に加入したことが確認できる「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を提出し、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 8 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成 19 年 9 月分及び同年 10 月分の給与支給明細書並びにA社が提出した同年分の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を提出し、上記給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成3年9月16日、資格喪失日が7年5月1日とされ、また、B社に係る被保険者記録は、資格取得日が同年5月1日、資格喪失日が8年1月1日とされているところ、当該期間のうち、7年4月29日から同年5月1日までの期間及び同年12月29日から8年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を7年5月1日、B社における資格喪失日を8年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、7年4月は26万円、同年12月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成7年4月29日から同年5月1日まで
② 平成7年12月29日から8年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、同社からB社に異動した申立期間①及び同社からA社に異動した申立期間②の加入記録が無い。同社では届出誤りに気付き、平成22年9月に年金事務所に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、年金の給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された在職証明書、労働者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失訂正届から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（平成7年5月1日にA社からB社に、8年1月1日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年3月及びB社における同年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年4月は26万円、同

年12月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和56年12月22日から57年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を56年12月22日に訂正し、申立人の当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人のA社における資格喪失日は昭和57年9月22日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和57年6月から同年8月までの標準報酬月額については、同年6月及び同年7月は13万4,000円、同年8月は16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月28日から57年1月1日まで
② 昭和57年6月30日から同年11月1日まで
③ 昭和58年8月1日から同年8月10日まで

A社の本店営業部で営業事務として勤務した期間のうち申立期間①及び②、B社の本店営業部で営業事務として勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。途中で社名が変わったが、申立期間も継続して両社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 同僚の昭和56年の夏頃から勤務していたとする申立人に係る証言から、申立人は申立期間①にA社に勤務していたことが認められる。

また、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、昭和56年12月22日にA社において雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、申立人は正社員であったとしているところ、経理事務を担当していたとする同僚は、正社員は入社後3か月程度の試用期間があり、試用期間終了後に社会保険に加入させ、給与から保険料を控除していたとしており、このことは、

申立人のA社における雇用保険の被保険者資格取得日が、入社後おおむね3か月を経過した後であることと符合する。

これらのことから、申立人は、昭和56年12月22日から57年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主からの回答は得られず、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和56年8月28日から同年12月22日までの期間については、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年11月1日であり、申立期間①のうち、同年8月28日から同年11月1日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記の経理担当者であったとする同僚は、試用期間中は給与から厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間②にA社に勤務していたことが認められる。

また、A社は昭和57年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人の同年8月の随時改定の記録は、同社が適用事業所でなくなった日以降の同年9月22日に遡って取り消され、申立人の被保険者資格を遡って同年6月30日に喪失させていることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿によると、A社における被保険者186人のうち申立人を含む116人の被保険者記録が、同社が適用事業所でなくなった日以降の昭和57年9月22日付けで遡って喪失させられていることが確認でき、かつ、当該喪失処理前の記録から、同日まで、同社は厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所が、同年8月31日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上記喪失処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が当該喪失処理を行った昭和57年9月22日であると認められる。

また、昭和 57 年 6 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、申立人の A 社における上記被保険者名簿の記録から、昭和 57 年 6 月及び同年 7 月は 13 万 4,000 円、同年 8 月は 16 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、上記喪失処理が行われた昭和 57 年 9 月 22 日から同年 11 月 1 日までの期間については、上記の雇用保険の加入記録により、申立人の勤務は確認できるものの、上記被保険者名簿により、申立人は上記喪失処理日と同日に健康保険証を返納していることが確認できる。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主からは回答が得られないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立人は、B 社において雇用保険の加入記録がある期間のうち、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 58 年 8 月 1 日から同年 8 月 10 日までの期間の加入記録が無いと申し立てている。

しかし、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人は、昭和 58 年 8 月 10 日に B 社を退職することをあらかじめ事業主に届け出ていたと述べている。

さらに、同僚に照会したところ、申立人の当該期間における厚生年金保険料の給与からの控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年11月1日から9年10月1日までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成9年10月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から10年4月16日まで

A社の役員として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額より低くなっているが、報酬額が下がった記憶は無い。平成9年分の所得税の確定申告書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間のうち、平成8年11月から9年7月までの期間について、申立人の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同年8月28日付けで、8年11月に遡って36万円に減額訂正されている上、事業主を含む従業員7人についても同様に、標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「A社では、営業や現場監督をしていた。経理、給与計算及び社会保険関係の事務は代表取締役が行っていた。」旨供述しているところ、同社の複数の従業員は、「代表取締役が社会保険関係の事務をしていた。」旨供述していることから、申立人が当該減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

また、複数の従業員は、「A社は、経営状態が悪く資金繰りに追われていた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成9年8月28日付けで行われた標準報酬月額の減額遡及訂正処理は、事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所において当該標準報酬月額の減額訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成8年11月から9年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成9年10月及び同年11月については、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成9年10月1日）で36万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかし、申立人から提出された平成9年分の所得税の確定申告書において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された平成9年分の所得税の確定申告書において確認できる保険料控除額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記確定申告書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間のうち、平成9年12月については、A社の従業員が保有している給与明細書により、同社における厚生年金保険料の控除方法は翌月控除と確認できるところ、申立人から提出された上記確定申告書では同年12月の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

一方、申立期間のうち、平成10年1月から同年3月までの期間については、A社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人は報酬月額及び保険料控除額を確認できる資料を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額については、遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が

当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年7月20日であると認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年12月から7年6月までの標準報酬月額については、34万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から8年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年12月1日から7年7月20日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。
一方、オンライン記録によると、A社では、平成7年7月20日付けで申立人を含めた9名が6年12月1日に遡及して被保険者資格を喪失しているが、そのうち2名は、同社が適用事業所でなくなった同年12月1日以降の資格喪失日が訂正されている上、ほかの1名は、7年3月1日に同社において被保険者資格を取得した記録が取り消されていることが確認できる。

また、A社の事業主は、「当社は経営不振で給料を遅配するなど、資金繰りに苦労していた。経営が苦しく、厚生年金保険料を延滞していたため、平成7年7月に資格喪失届を遡及して提出した。」と回答している。

さらに、A社に係る滞納処分票により、同社は申立期間に厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本では、上記処理日において同社は閉鎖されていないことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成7年7月20日付けで行われた申立人に係る被

保険者資格の喪失処理は、事実即したものととは考え難く、社会保険事務所（当時）において、申立人のA社における資格喪失日に係る処理を遡及して行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、当該処理日である同年7月20日に訂正することが必要である。

なお、平成6年12月から7年6月までの標準報酬月額については、6年11月の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成7年7月20日から8年4月1日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社は、「当社は倒産しており資料が全て無いため、保険料控除、納付については不明である。」と回答しているため、同社から、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の経理担当者が、「会社が全喪手続を行った平成7年当時に厚生年金保険をやめ、国民年金に切り替わる旨の説明を従業員に行ったと思う。」と述べていることから、同社において厚生年金保険の適用事業所でなくなる届出を行った7年7月20日以降、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは考え難い。

さらに、A社の従業員から提出された平成7年分の所得税の確定申告書及び8年分の給与所得の源泉徴収票では、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 17 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 10 年 4 月 6 日まで
A社の取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の期間の標準報酬月額より大幅に低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、17 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 10 年 4 月 6 日）の後の同年 4 月 23 日付けで、8 年 10 月及び 9 年 10 月の定時決定の記録が取り消され、8 年 4 月に遡及して随時改定が記録された結果、9 万 2,000 円と記録されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間及び当該標準報酬月額の減額訂正処理日において同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、申立人は、「A社のブティックでの販売、下職への仕事渡し、布地にスパンコールを付ける等が主な仕事で、厚生年金保険の届出事務は代表取締役がやっていた。」と主張しているところ、申立期間当時に夫であった同社の代表取締役は、「申立人に縫製のアドバイスやデザインをしてもらっていた。厚生年金保険の届出事務は自分がしていた。」と述べている。

また、A社に係る滞納処分票により、上記代表取締役が複数回にわたり管轄社会保険事務所と滞納保険料の処理について交渉していたことが確認できることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成 10 年 4 月 23 日付けで行われた標準報酬月額の減額訂正処理は、事実在即したものとは考え難く、社会保険事務所において、A社が厚生

年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡及して減額訂正を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た17万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社から提出された申立人に係る社員人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和56年4月1日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和56年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和56年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 20319

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月1日から同年10月1日まで
A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録より低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、20万円と記録されているところ、B社から提出のあった申立期間当時の厚生年金基金の加入員記録によれば、昭和51年8月の随時改定により22万円となったことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（22万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から⑫までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②及び③は60万9,000円、申立期間④は64万7,000円、申立期間⑤は66万7,000円、申立期間⑥及び⑦は72万4,000円、申立期間⑧は77万6,000円、申立期間⑨は75万7,000円、申立期間⑩は78万8,000円、申立期間⑪は67万1,000円、申立期間⑫は34万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年10月1日から17年1月1日まで
② 平成15年6月30日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年6月21日
⑤ 平成16年12月17日
⑥ 平成17年6月15日
⑦ 平成17年12月16日
⑧ 平成18年6月16日
⑨ 平成18年12月15日
⑩ 平成19年7月2日
⑪ 平成19年12月14日
⑫ 平成20年7月2日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に見合う標準報酬月額と相違しており、申立期間②から⑫までについては、

標準賞与額の記録が無い。当時の給与と賞与の支給明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間①について、申立人から提出された給与支給明細書の写しによると、月例給与（総支給額）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（30万円）を上回っていることが確認できる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記1を踏まえると、上記給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額に係る届出を行ったことを認めていることから、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②から⑫までについて、申立人から提出のあった賞与支給明細書の写しにより、申立人は、当該期間において、賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記1を踏まえると上記賞与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間②及び③は60万9,000円、申立期間④は64万7,000円、申立期間⑤は66万7,000円、申立期間⑥及び⑦は72万4,000円、申立期間⑧は77万6,000円、申立期間⑨は75万7,000円、申立期間⑩は78万8,000円、申立期間⑪は67万1,000円、申立期間⑫は34万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年3月31日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。給与支払明細書を提出するので、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年3月31日）の後の平成5年4月7日付けで、遡って44万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人のほかに、平成5年4月7日付けで標準報酬月額が減額訂正されている者が、代表取締役、取締役二人、従業員3人の計6人みられる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は取締役であったことが確認できる。しかし、同社の複数の従業員は、申立人は営業や現場監理等の業務に従事し、社会保険の届出事務に関与していなかった旨供述していることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正処理する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和41年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②、③及び④については、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月31日から同年9月7日まで
② 昭和34年1月5日から36年3月1日まで
③ 昭和41年9月7日から42年4月6日まで
④ 昭和42年7月1日から43年9月26日まで

年金記録の照会をしたところ、A社とB社の厚生年金保険被保険者期間の間に申立期間①の厚生年金保険の未加入期間があることが分かった。両社は、名称が変わっただけの同一の会社であり、私は、継続して勤務していたし、職場や業務内容にも変化は無かったので、申立期間①も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②、③及び④に係る脱退手当金が支給された記録があることも知ったが、申立期間④に勤務したC社を退職するときには再就職先も決まっており、年金も継続加入するつもりであった私が脱退手当金の請求手続きをしたり、受給するはずはないので、当該脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に昭和41年8月31日まで継続して勤務し、同年9月1日以降においては、B社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、昭和41年9月1日から同年9月7日までの期間については、B社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことから、申立人について同社における厚生年金保険の被

保険者であったことは認められない。

また、申立人と同じく昭和41年8月31日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、かつ、同年9月7日にB社で厚生年金保険に再び加入した従業員10人は、いずれも、雇用保険の離職日が同年8月31日となっていることが確認できる上、当該従業員のうち照会に応じた複数の者は、A社とB社との関係について、「社長が交代し、社名が変わったこと以外は、業務内容等に変更は無く、給与の遅延や支給額の増減も無かった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和41年8月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和41年8月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る昭和41年8月の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を同年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年8月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②、③及び④については、申立人が申立期間④に勤務したC社における厚生年金保険被保険者期間は14か月で、この期間のみでは脱退手当金の受給要件（被保険者期間24か月以上）を満たさない上、同社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性被保険者3名全員について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録のある者が申立人以外にいないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、当該期間に係る脱退手当金の支給決定日は、C社における被保険者資格の喪失日の翌日の昭和43年9月27日となっている上、同社の事業所別被保険者名簿には、支給決定日より後の同年10月30日に申立人に係る被保険者資格喪失の処理が行われたことが確認できるなど、当該期間に係る脱退手当金の支給手続が適正になされたとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②と③の間にある被保険者期間及び申立期間③と④の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、未請求となっている2社に係る被保険者期間と申立期間②、③及び④の厚生年金保険被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である上、申立人が勤務した5回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から5日後の昭和43年10月1日にD共済組合に加入していることから、その当時、申立期間②、

③及び④に係る脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
年金の受給手続をしたときに、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知ったが、そのままにしていた。平成 22 年秋に、日本年金機構から脱退手当金に関わる厚生年金保険記録のお知らせ(はがき)が来て、申立期間について脱退手当金が支給されていることを再認識した。しかし、私には、脱退手当金を請求したことや受給した記憶は無いし、受給したとされる時期は共済の加入期間であるので、脱退することはあり得ない。脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社の事業所別被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 46 年 4 月 1 日の前後各 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 24 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は申立人を含め 3 名と少ないことを踏まえると、同社の事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある最初の被保険者期間及び次の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、脱退手当金支給決定前の 3 回の被保険者期間のうち、最初に勤務した事業所に係る 46 か月もの被保険者期間及び次の 14 か月の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給されたとされる日の 2 か月前から既に地方公務員として勤務し、共済組合に加入していることから、その当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る

脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、訂正後の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A事業所は、当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同事業所は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 9 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
20338	男		昭和23年生		平成16年12月14日	3万 6,000円
					平成19年7月10日	24万 円
20339	女		昭和22年生		平成16年12月14日	3万 6,000円
					平成19年7月10日	20万 円
20340	男		昭和33年生		平成16年12月14日	7万 2,000円
					平成19年7月10日	30万 円
20341	女		昭和45年生		平成16年12月14日	3万 6,000円
20342	女		昭和45年生		平成16年12月14日	3万 6,000円
					平成19年7月10日	18万 円
20343	女		昭和46年生		平成16年12月14日	3万 6,000円
					平成19年7月10日	30万 円
20344	男		昭和52年生		平成19年7月10日	15万 円
20345	女		昭和54年生		平成19年7月10日	24万 円
20346	女		昭和58年生		平成19年7月10日	24万 円

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から8年10月1日まで
② 平成9年6月1日から10年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年10月及び同年11月は41万円と記録されていたところ、同年12月7日付けで、26万円に減額訂正されている上、申立人のほかにも従業員49名の標準報酬月額が同様に減額訂正されていることが確認できる。

また、標準報酬月額が減額訂正されている上記元従業員のうちの1名から提出された申立期間に係る給与支給明細書によると、減額訂正される前の標準報酬月額に見合う報酬月額が支払われており、減額訂正される前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、標準報酬月額が減額訂正されている上記とは別の元従業員は、申立期間当時、A社は経営不振であり、給与の遅配があった者もいたと供述している。

これらを総合的に判断すると、平成7年12月7日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の同年10月から8年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成9年6月1日の随時改定により、41万円から26万円に引き下げられ、同年6月から同年9月までは26万円と記録され、同年10月1日の定時決定により、同年10月から10年9月までは28万円と記録されているところ、申立人は、申立期間②に係る標準報酬月額は、当該随時改定前の標準報酬月額と同じ41万円であると主張している。

また、平成9年6月1日の随時改定により、標準報酬月額が引き下げられ、10年9月まで当該標準報酬月額が継続となっている複数の元従業員から提出された9年6月から10年9月までに係る給与支給明細書によると、随時改定前又はそれ以上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このことから、申立人は、申立期間②において、平成9年6月1日の随時改定前の標準報酬月額41万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したが回答は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業場における資格取得日に係る記録を平成2年1月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月10日から同年2月10日まで
A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社C事業場から同社B事業場への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る労働者名簿、D健康保険組合の加入記録及びE企業年金基金の加入員記録により、申立人は、平成2年1月10日に同社C事業場から同社B事業場に異動し、申立期間も同社に継続勤務していること及び申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、E企業年金基金の加入員記録及び申立人のA社B事業場における平成2年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 43 年 6 月 30 日まで
60 歳を迎えるに当たって年金の相談で社会保険事務所（当時）に行ったときに、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、脱退手当金については、請求した記憶も受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 4 か月後の昭和 45 年 11 月 12 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人が申立期間に勤務した A 社（現在は、B 社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立期間に係る厚生年金保険記号番号払出簿の申立人の氏名は、旧姓のままであることから、申立期間に係る脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、同社の退職後であって、脱退手当金支給決定日の約 2 年 2 か月前の昭和 43 年 9 月 * 日に婚姻し、改姓しており、申立人が請求したとすれば改姓後の姓で請求したと考えられることから、申立人が当該脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間より前の最初に厚生年金保険被保険者となった C 社及び申立期間後で支給決定日の前に勤務した D 社（現在は、E 社）に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が上記脱退手当金の支給決定日より前の 3 回の被保険者期間のうち、当該最初の被保険者期間及び申立期間後で支給決定日直前の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

加えて、申立期間に係る脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と相違

しており、その理由は明らかでない上、未請求となっているD社に係る被保険者期間は、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在しており、また、脱退手当金の支給記録がある者についてA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人以外の支給記録がある者には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」の表示があるものの、申立人にはその表示が無いことを踏まえると、申立人に対する脱退手当金の支給に係る事務処理が適正に行われていたとは言い難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月1日から34年2月1日まで

日本年金機構から届いた確認はがきを見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、脱退手当金を受け取った覚えは無いし、脱退手当金が支払われたとする時期には、既に結婚しており、退職から大分日数が経過しているため納得できない。脱退手当金について、受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4年10か月後の昭和38年11月25日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、旧姓のままであることから、申立期間に係る脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、同社の退職後であって、脱退手当金支給決定日の約13か月前の昭和37年10月*日に婚姻し、改姓しており、申立人が請求したとすれば改姓後の姓で請求したと考えられることから、申立人が当該脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の後であって脱退手当金の支給決定日直前に勤務したB社に係る被保険者期間は、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、また、申立人は、昭和53年7月から55年6月までの第3回国民年金特例納付期間において、当該未請求被保険者期間を除く前後の期間について国民年金保険料を特例納付しているため、その当時、当該未請求被保険者期間が厚生年金保険被保険者期間であることを認識していたことがうかがえることから、申

立人が当該未請求被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

加えて、当該未請求被保険者期間は、申立期間と同一の被保険者記号番号で管理されており、同一の被保険者記号番号の被保険者期間で未請求期間が存在することは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から53年6月までの期間、同年11月から55年11月までの期間、57年12月から58年3月までの期間及び同年7月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年10月から53年6月まで
② 昭和53年11月から55年11月まで
③ 昭和57年12月
④ 昭和58年1月から同年3月まで
⑤ 昭和58年7月から60年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間②、③、④及び⑤の保険料は私が納付してきた。申立期間①、③及び⑤の保険料が未納とされ、申立期間②及び④が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間①は母親が、申立期間②以降は自身が保険料を納付していたと説明しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び当該期間の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当該期間当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和60年6月27日に払い出されており、申立期間①及び③については、当該払出時点では時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間②及び④については、申立人が所持する年金手帳の国民年金記録欄に当該期間の資格記録が記載されておらず、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間③については、60年7月1日に57年12月26日の資格取得日及び58年1月6日の資格

喪失日が記録整備されていることがオンライン記録で確認でき、それまでは未加入期間であり、制度上、当該期間の保険料を納付することができない期間であること、申立期間⑤については、申立人は、保険料を区役所出張所で納付していたと説明しているが、上記の手帳記号番号払出時点で当該期間の保険料は過年度保険料となり、当該出張所では過年度保険料の収納取扱いを行っていなかったこと、当該期間の保険料額の記憶も曖昧であることなど、申立人の母親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、当委員会において、申立人が20歳時の昭和50年*月から申立期間②終期の55年11月までの期間について所轄年金事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認を日本年金機構に依頼した結果、申立人の氏名は記載されておらず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から63年12月まで
私の父は、私が20歳になった時に病気療養中だったこともあり、将来を案じて国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の父親は、申立人が20歳になった昭和60年*月に国民年金の加入手続をしたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年2月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は時効により納付することができず、申立期間直後の元年1月から2年3月までの期間の保険料を3年5月1日に過年度納付していることがオンライン記録で確認できるが、当該納付時点で申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の父親は、現在所持している年金手帳以外に申立人は年金手帳を所持したことがないと説明しているほか、申立人が20歳時の昭和60年*月から平成3年2月に上記の手帳記号番号が払い出される前までの期間について、国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認調査を日本年金機構に依頼した結果、申立人の氏名は記載されておらず、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の父親は、申立期間の保険料を口座振替で納付したと説明しており、父親から提出された申立期間当時の昭和60年12月から63年11月までの銀行の取引明細証明書には、61年1月16日及び同年4月15日に申立期間当時の3か月分の保険料額2万220円がそれぞれ振り替えられた旨の記載が確認できるが、これ以外に保険料が振

り替えられた旨の記載は無く、61年1月16日に振り替えられた保険料は60年10月から同年12月までの期間の保険料となるが、当該期間のうち60年10月及び同年11月は申立人が20歳になる前の期間であり、当該振替済保険料は申立人のものとは考えられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から平成 11 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から平成 11 年 2 月まで
私は、昭和 62 年 11 月に厚生年金保険適用事業所を退職した後、国民年金の再加入
手続をして、国民年金保険料を全て納付したはずである。申立期間の保険料が未納と
されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 62 年 11 月に厚生年金保険適用事業所を退職した後、国民年金への切替手続をして、毎月の家賃の支払と一緒に金融機関で申立期間の保険料を納付していたと説明しているが、申立人は、国民年金への切替手続及び保険料額に関する記憶が曖昧であること、申立期間に係る 62 年 11 月 1 日の資格取得日及び平成 11 年 3 月 1 日の資格喪失日は 19 年 7 月 17 日に記録追加されたことがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点まで申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできず、当該記録追加時点では時効により申立期間の保険料を納付することはできないこと、申立人が現在所持する 19 年 7 月 2 日に再交付された年金手帳の「国民年金の記録」欄には申立期間に係る被保険者資格の得喪記録が記載されていないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から平成 2 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から平成 2 年 6 月まで
私の母は、私が大学を卒業した後、しばらくしてから私の国民年金の加入手続きを行い、昭和 59 年 1 月まで遡って国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 4 年 7 月頃に払い出されており、その翌月の 8 月 3 日に過年度納付書が作成され、当該納付書作成時点で過年度納付することが可能な申立期間直後の 2 年 7 月まで遡って保険料が納付されていることはオンライン記録で確認できるものの、上記納付書作成時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 63 年 5 月までの期間、平成 5 年 3 月、14 年 6 月から同年 8 月までの期間及び 15 年 10 月から 16 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 63 年 5 月まで
② 平成 5 年 3 月
③ 平成 14 年 6 月から同年 8 月まで
④ 平成 15 年 10 月から 16 年 2 月まで

私は、昭和 59 年 3 月に離婚してから、63 年 6 月に結婚するまでの期間は、自営の店に来る郵便局の職員に国民年金保険料を毎年前納で納付していた。再婚後は、未納のないように保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、昭和 52 年 1 月頃に国民年金の加入手続を行って保険料を納付し、その後 52 年 6 月頃及び 53 年 3 月頃に転居した住所地では保険料を納付しておらず、59 年 3 月頃に転居した区で当該期間の保険料を納付していたと説明しているが、申立人の所持する年金手帳には、当該期間当時居住していた区の住所が記載されておらず、当該期間後の平成元年 2 月に転居した市の住所が記載され、当該市に居住していた時期の元年 9 月及び 3 年 7 月に第 1 号被保険者から第 3 号被保険者への種別変更及び第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更の処理が行われていることがオンライン記録で確認できることから、申立人は、平成元年 2 月に転居した後に国民年金に係る手続を開始したものと考えられる。

申立期間②については、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の当時の夫も当該期間に係る保険料が未納となっているほか、当該期間及びその他の申立期間を含む国民年金加入期間に保険料の未納が散見され、当該期間直前の平成 5 年 1 月及び同

年2月の保険料は過年度納付されていることがオンライン記録で確認できる。

申立期間③及び④については、申立期間③を含む平成14年4月から同年8月までの期間の保険料は口座振替の対象となっており、同年4月及び同年5月の保険料については口座振替により納付済みとなっているが、申立期間③の保険料については口座の資金不足のため口座振替不能であったことがオンライン記録で確認でき、また、申立期間③及び④の保険料については14年4月以降の保険料であるため金融機関及び社会保険事務所（当時）で納付書により納付することとなるが、申立人は、市役所以外で保険料を納付した記憶が無いと説明している。

以上のことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで

私は、会社に就職した後、会社の総務の人に強く勧められたので、賞与が支給された平成6年7月頃に、未納にしていた国民年金保険料を遡って一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所、納付書の入手方法及び入手時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は申立期間の保険料を平成6年7月頃に遡って一括で納付したと説明しているが、当該納付時点では申立期間のうち4年5月以前は時効により保険料を納付することができない期間であること、オンライン記録によれば過年度納付書が8年3月に作成されており、当該過年度納付書は当該作成時期からみて申立期間のうち6年2月及び同年3月のものと考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11959

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年9月まで

私は、国民年金の制度発足当時から国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続、国民年金手帳の受領、保険料の納付場所及び納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間直後の昭和41年10月11日に国民年金に任意加入したことにより払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳にも最初の被保険者資格取得年月日は同日の日付が記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から58年3月まで

私は、昭和58年4月頃、義母から、「お前たち夫婦の国民年金保険料は、私が今まで納めていたので、これからは自分たちで納めなさい。」と言われ、私たち夫婦の年金手帳を渡されたので、私の申立期間の保険料は、義母が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が義母から受け取ったとする申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和58年8月頃に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が払い出される前に所持していたとする年金手帳に関する記憶が曖昧であることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、47年11月から56年6月までの期間は、当該手帳記号番号が払い出された時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和56年7月から58年3月までの期間については、当該期間の保険料を過年度納付することは可能であるが、申立人は、「義母から、申立期間の保険料の納付方法や納付金額については、何も聞いていない。」と述べていることから、申立人の義母が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の義母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の義母から、当時の事情を聴取することができないため、申立期間に係る国民年金の加入

手続及び保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人の義母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から5年3月まで

私は、昭和 62 年 3 月から勤務していた会社が、厚生年金保険の適用事業所ではなくなったため、平成元年 4 月頃に国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は、4 年 11 月から 5 年 1 月頃までの間に A 区役所で、送付されてきた督促状に現金数十万円を添えて、納付できる期間を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、平成元年 8 月頃に払い出されていることが推認でき、申立人は申立期間の国民年金保険料を現年度納付することができるものの、申立人は、「申立期間の保険料は、4 年 11 月から 5 年 1 月頃までの間に A 区役所で、送付されてきた督促状に現金数十万円を添えて、納付できる期間を一括で納付した。」と述べている。

しかしながら、申立人が納付したと主張する平成 4 年 11 月から 5 年 1 月頃までの間の納付の時点においては、申立期間のうち、元年 4 月から 2 年 9 月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。その上、過年度納付することが可能な 2 年 10 月から 4 年 3 月までの保険料は、申立人が納付したとする A 区役所の窓口においては、過年度保険料を納付することができない。また、現年度納付することが可能である 4 年 4 月から 5 年 3 月までの期間の保険料額は、申立人が納付したとする保険料の納付金額とは相違する。

さらに、オンライン記録によれば、申立人には、平成 7 年 2 月 3 日に過年度納付書が作成されていることが確認できることから、申立期間のうち、5 年 1 月から同年 3 月までの期間は、当該納付書の作成時点においては、保険料が納付されていない期間であったことが推認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間の保険料の納付期間、納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、申立人の平成14年4月及び同年5月の保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和62年12月から平成2年6月まで
② 平成14年4月及び同年5月

私は、昭和62年12月に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していた。申立期間②の保険料については免除の申請を行った。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和62年12月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。」と述べている。しかし、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A市の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、平成8年3月頃に払い出されていることが確認できる。また、申立人が現在所持する年金手帳は、当該手帳記号番号が記載されたもののみであり、申立人は、「現在所持している国民年金手帳以外の手帳の記憶は無い。」と述べていることなどから、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間①は、当該払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間①に係る国民年金の被保険者資格の得喪記録は、オンライン記録によれば、平成8年3月7日に追加されていることが確認できることから、申立期間は、当該記録が追加される前は、国民年金に加入していない期間であったことが推定でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間①の保険料の納付金額の記憶が曖昧で

ある。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人は、平成 14 年 7 月 9 日に 14 年 6 月から 15 年 6 月までの期間に係る保険料の免除の申請を行い、当該期間が免除期間として承認されている。また、14 年度における免除の承認期間は、14 年 4 月から 15 年 6 月までの期間のうち、申請月の前月から翌年の 6 月までであることが確認できる。これらのことから、申立期間②は、当該申請の時点においては、免除の承認の対象とはならない期間であることが推認できる。

加えて、申立人が申立期間②の保険料の免除の申請を行っていたことを示す関連資料は無く、申立人が申立期間②の保険料の免除の申請を行っていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、申立期間②の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から9年3月まで
私は、私の父がA市において私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、A市において私の国民年金の加入手続きを行ったと思う。」と述べているものの、戸籍の附票によれば、申立人は国民年金の加入資格を得る20歳前の昭和60年12月にB市に転居し、申立期間において同市に居住していることが確認できることから、申立人の父親がA市において申立人の国民年金の加入手続きを行うことはできなかったものと推認できる。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、平成6年8月頃にC区で払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、3年4月から4年6月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間のうち、平成4年7月から9年3月までの期間の保険料は、現年度納付又は過年度納付が可能であるものの、申立人は申立期間当時、親とは別居しており、また、オンライン記録によれば、申立人に係る「不在決定」及び「不在判明年月」がそれぞれ8年4月、同年11月と記録されていることが確認できる上、申立人は、「申立人の自宅に納付書が届いた記憶が無く、納付書を親宛てに送付した記憶も無い。」と述べていることから、申立人の父親がA市で申立人の当該期間に係る保険料を納付していなかったものと考えるのが自然である。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の父親から、当時の事情を聴取することができないため、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成元年 9 月までの期間、元年 11 月から 2 年 6 月までの期間及び 2 年 8 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 12 月から平成元年 9 月まで
② 平成元年 11 月から 2 年 6 月まで
③ 平成 2 年 8 月から 3 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になった昭和 63 年*月から郵便局の窓口で私の申立期間に係る国民年金保険料を納付書により定期的に現金で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、申立人が主張する昭和 63 年*月ではなく、平成 3 年 10 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、20 歳前から現在に至るまで A 区に居住しており、ほかの年金手帳を所持した記憶も無いことから、当該手帳記号番号より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間①のうち、昭和 63 年 12 月から平成元年 8 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①及び②の両申立期間の間の平成元年 10 月の保険料は、オンライン記録によれば、時効期限直前の 3 年 11 月に過年度納付されていることが確認でき、申立期間①は、当該過年度納付の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

申立期間②及び③については、両申立期間の間の平成 2 年 7 月の保険料は、オンライン記録によれば、4 年 3 月の保険料が重複納付されたことにより、4 年 8 月の時点で充当されたものであることが確認できることから、申立期間②は、当該保険料の充当の時点においては、時効により充当できない期間であったものと推認できる。また、2 年 7

月の保険料は、申立期間③の直前の期間であり、保険料が未納であったため、当該期間に充当されたものと推認できる。これらのことを踏まえると、申立期間②及び③は、前述の保険料が充当された4年8月の時点より前においては、未納期間として連続した期間であったものとするのが自然である。

さらに、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたとする申立人の母親は、「息子が20歳の昭和63年*月から郵便局の窓口で申立期間の保険料を納付書により定期的に現金で納付していた。」と述べている。しかし、前述のとおり、オンライン記録によれば、申立期間①と②の間の平成元年10月の保険料が時効期限直前の3年11月に過年度納付されており、また、申立期間②及び③の間の2年7月の保険料が時効期限直前の4年8月に充当されていることから、申立人の母親が定期的に保険料を納付していたとする主張に整合性が見られない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、また、母親自身の申立期間に係る保険料は未納となっている。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から平成5年4月

私は、20歳の時に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、郵便局で毎月申立期間の国民年金保険料を納付していた。金融機関口座振替を開始した平成5年4月以前の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、平成7年5月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「国民年金について、当該手帳記号番号が記された年金手帳以外の手帳を所持したことはない。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しより前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち昭和62年10月から平成5年3月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間直後の平成5年5月の保険料は、オンライン記録によれば、時効期限直前の7年6月に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間は、当該過年度納付の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は申立期間の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 5 年 4 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は父親から保険料を遡って納付したことを聞いた記憶は無いほか、現在所持する年金手帳以外の手帳を父親から受け取ったり、所持したりした記憶が曖昧であり、申立人に申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から6年3月まで
② 平成6年4月から7年3月まで

私は、平成元年7月頃に国民年金の加入手続を行い、以後、平成6年度までの国民年金保険料は全て納付したはずである。申立期間①の保険料が免除とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①は申立人は当該期間の保険料の納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧であるほか、当該期間は全て申請免除期間とされ、オンライン記録から平成3年度は平成3年5月31日、4年度は4年5月30日、5年度は5年5月31日とそれぞれ申請日が確認でき、申立人が当該期間当時に居住していた二つの市のいずれの国民年金被保険者名簿でも、当該期間は免除期間として記録されており、免除記録に不合理な点は認められない。

また、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料として納付したとする保険料額は、当該期間の実際の保険料額と相違しているほか、当該期間直後の平成7年4月から14年3月までの期間についても申請免除期間となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から53年8月まで

私は、昭和51年3月に厚生年金保険適用事業所を退職後すぐに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の場所及び保険料の納付方法、納付場所、納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和62年7月頃に払い出されており、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は62年7月21日と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は昭和62年に払い出された上記年金手帳及び厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月、平成2年7月、3年1月、4年10月、7年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月
② 平成2年7月
③ 平成3年1月
④ 平成4年10月
⑤ 平成7年7月及び同年8月

私の妻は、夫婦二人の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻は夫婦二人の保険料を納付していたと説明しているが、申立期間当時の保険料の納付額、納付時期及び納付方法等に関する記憶が曖昧であるほか、妻は申立人が夫婦二人の国民年金の種別変更の手続を行ったと説明しているが、申立人は国民年金の種別変更手続を行った記憶が定かでない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が所持する年金手帳にも手帳記号番号は記載されておらず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 62 年 3 月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年 7 月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、上記払出時点で過年度納付することが可能な申立期間直後の昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの保険料は元年 7 月に納付されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年6月まで

私の父は、私が実家にいた頃に国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間の国民年金保険料については、私が15万円前後の金額を一括して納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付時期、納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年8月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は15万円前後の保険料を一括して納付した記憶があると説明しているが、当該納付額は申立期間の保険料額と相違する一方、納付済みと記録されている申立期間直後の昭和62年7月から元年8月までの保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11975 (事案 4487 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで
私は、国民年金保険料については未納とならないよう納付を続けてきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間を含む昭和 44 年 4 月から厚生年金保険に加入する前の平成 2 年 6 月までの保険料は納期限内に金融機関等で納付していたと説明しているが、当該期間のうち昭和 44 年 7 月から 48 年 3 月までの保険料を第 2 回特例納付により納付していることが確認できること、また、申立期間の保険料を納期限内に納付していたとすれば、その時点では昭和 46 年度及び 47 年度の保険料を過年度納付することが可能であるにもかかわらず、両年度の保険料については、保険料が高額となる特例納付を行っていることから、申立期間について納期限内に納付していたとは考えられないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 6 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、今回の申立てにおいて、昭和 44 年 4 月から厚生年金保険に加入する前の平成 2 年 6 月までの保険料は納期限内に金融機関等で納付していたとする当初の記憶は明確でなく、申立期間を含む当該期間の保険料を納期限内に納付したと確信しているわけではないと説明を修正しているものの、この内容は申立期間当時の保険料の納付状況等についての新たな事情とは認められず、また、申立人から新たな資料の提出は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から5年3月まで
私の母は、市から私の国民年金の加入手続をするように連絡があったので、加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付について関与しておらず、申立人の母親は加入手続の時期の記憶が曖昧であり、申立人が現在所持する年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」が平成4年*月*日と記載されていることをもって、申立人が20歳の時に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、当該事項は国民年金被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続を行った時点を示すものではない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成7年4月頃に払い出されているものとオンライン記録から推認でき、当該払出時点では、申立期間のうち5年2月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、同年4月及び同年5月の保険料が当該払出時点直後の7年5月23日に納付されていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は現在所持する4冊の年金手帳以外に別の年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から 56 年 12 月まで
私は、昭和 47 年頃から夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当初の昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで居住していた市では、保険料を納付した記憶が無いと説明していること、申立期間当初は区出張所で保険料を納付し、国民年金手帳にスタンプを押してもらったと説明しているが、申立人が当時居住していた区では、45 年度から納付書方式により保険料を収納していたこと、申立期間の途中から納付書により金融機関で保険料を毎月納付していたと説明しているが、当時は 3 か月単位の保険料納付書が発行されていたことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11979

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 62 年 12 月まで

私は、20 歳頃に区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は父が納付してくれていた。22 歳を過ぎて入学した大学生の間は保険料を納付していなかったように思うが、昭和 60 年 6 月に結婚した後は、妻か父が私の保険料を金融機関で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20歳頃に区役所で国民年金の加入手続きを行い父親が保険料を納付してくれていたと思うと説明しているが、国民年金の加入時期の記憶が曖昧であり、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の父親及び妻は納付時期、保険料額等の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成2年2月頃に払い出されており、当該払出時点で過年度納付することが可能な昭和63年1月から平成元年3月までの期間の保険料は過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるものの、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の父親及び妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から63年3月まで
私の妻は、区役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を区役所内の金融機関で遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻直後の昭和63年5月に払い出されているが、当該払出時点では申立期間のうち61年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、63年5月30日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、その作成時点からみて当該納付書は61年4月から63年3月までの期間の過年度保険料に係るものと考えられるが、申立人の妻が遡って納付したとする保険料の金額は当該過年度保険料の金額と大きく相違すること、保険料を納付したとする区役所内の金融機関では過年度保険料の収納取扱いを行っていなかったこと、保険料の原資については妻名義の預金口座から引き出したとしているが、当該預金口座の通帳には上記の過年度納付書作成時以降に過年度保険料相当額又はこれを上回る額の引出記録が記載されていないことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成元年 4 月まで
私の母は、学生期間の国民年金保険料の納付が義務化された頃、送付されてきた納付書で 20 歳に遡って申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は学生が強制加入となった平成 3 年 4 月以降の同年 6 月に払い出されており、同年同月に過年度納付が可能であった申立期間直後の元年 5 月分の保険料を納付していることがオンライン記録で確認でき、当該払出及び過年度納付時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、現在所持する年金手帳以外のほかの年金手帳を受領、所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年9月までの期間及び同年11月から平成2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から同年9月まで
② 昭和61年11月から平成2年3月まで

私は、国民年金に加入してから平成2年4月に厚生年金保険に加入するまで、夫婦二人分の国民年金保険料を遅れながらも納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、時期は憶えていないが、夫婦二人分の納付書がたまってきたので古い時期の保険料から順次納付していたがたまった納付書全てを納付したかは憶えていないと説明しており、保険料の納付状況に関する記憶は曖昧であるほか、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫の昭和59年7月から61年3月までの期間の保険料は61年10月から62年10月にかけて10回に分けて順次過年度納付されており、申立人の上記期間の保険料は納付済みとされており、納付月が確認できる59年10月から同年12月までの期間の保険料については夫の納付月と同月の61年10月に過年度納付されていることが確認できることから、遅れて保険料を納付していたとする時期は上記の納付時期と推測される。

また、平成4年3月5日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該作成時点からみて、当該納付書は、申立期間のうち2年2月及び同年3月の保険料に係るものと考えられるが、申立人は2年4月の就職後に保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していること、申立人は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしており、申立期間は申立人の夫の保険料も未納であることなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から61年3月まで

私は、昭和58年8月に厚生年金保険適用事業所を退職後、数か月してから親に勧められたので、区の公共機関で国民年金の加入手続を行った。その後、母が国民年金保険料を数回に分けて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の場所に関する記憶が定かではなく、申立人の保険料を納付していたとする母親は申立期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付期間に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和63年4月頃に払い出されており、この払出時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間直後の61年4月から同年6月までの期間の保険料は63年7月29日に、61年7月から62年12月までの期間の保険料は63年9月13日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、それぞれの納付時点でも申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から53年9月まで

私は、時期ははっきり憶^{おぼ}えていないが、短大を卒業してから1年後の昭和54年4月以降に区役所で国民年金の加入手続を行い、区の職員がその場で作成した過去の期間の手書きの納付書により、2か月分ずつ2年弱にわたり国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付回数に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和55年2月頃に払い出されており、この払出時点では、申立期間の半分程度は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間直後の53年10月から同年12月までの期間の保険料は55年12月10日に過年度納付されていることが申立人の所持する領収証書により確認でき、この納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から43年3月まで

私は、いつ頃だったか定かではないが国民年金に加入して、昭和54年頃だったと思うが、申立期間を含む36年4月以降の国民年金保険料として32万円くらいの金額を特例納付により一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、第3回特例納付の実施期間の最終月である昭和55年6月頃に払い出されていることが推認できる。また、当該特例納付は、国民年金の受給資格期間を満たすことを主な目的としており、当該特例納付により国民年金保険料を納付した者を記録した附則4条納付者リストによると、申立期間より前の期間である36年4月から41年1月までの58か月の保険料は、前述の手帳記号番号の払出しの時点である55年6月に納付されていることが確認できる。

しかしながら、前述の附則4条納付者リストによると、申立期間に係る保険料が納付されたことを示す記録は確認することができない。

また、オンライン記録によると、前述の手帳記号番号の払出しの時点である昭和55年6月頃における申立人の保険料の納付状況は、53年4月から54年3月までの期間(12か月)が過年度納付され、55年4月から同年6月までの期間(3か月)が現年度納付されていることがそれぞれ確認できる。一方で、当該手帳記号番号の払出しの時点における申立人の年齢は40歳*か月であり、申立人が60歳に到達する1か月前の時点において国民年金を受給するために必要な300か月を満たすためには、71か月の期間が不足していたことが確認できる。これらのことを踏まえると、申立人は、前述のとおり、当該手帳記号番号の払出しの時点において、特例納付で58か月、過年度納付で12か月、現年度納付で3か月の合計73か月の保険料の納付たことがオンライン記録によ

り推認できる。

さらに、前述の附則4条納付者リストによると、申立人の妻についても、昭和54年2月から55年6月までの間に4回に分けて19か月の保険料を第3回特例納付により納付していることが確認できる。また、この申立人の妻の特例納付のうち、同年6月に特例納付した6か月の保険料と前述の申立人の受給資格期間を満たすために行ったと考えられる73か月の保険料額を合計すると、申立人が主張している納付金額に近い金額となる。これらのことから、申立人及びその妻は、受給資格期間を満たすために必要な保険料を納付したものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付時期等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から55年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から55年5月まで

私は昭和51年4月に結婚し夫の扶養家族となったので、夫が勤めていた会社が結婚した月からの私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録及びA市に係る国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和55年6月から同年8月までの間に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が記載された年金手帳のみを所持しており、このほかに年金手帳を所持していた記憶が曖昧であることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、申立人は、戸籍謄本によると、51年4月に婚姻し、オンライン記録によると、夫は48年10月から現在に至るまでの期間において、申立人は申立期間を含む昭和48年6月から51年5月までの期間において、それぞれ厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人の51年6月から61年3月までの期間は、国民年金の第3号被保険者制度が実施される前の期間であり、国民年金への加入が任意適用となる期間である。その上、申立人が所持している年金手帳によると、申立人は、申立期間直後の55年6月に国民年金に任意加入していることが確認できる。これらのことから、申立期間は、任意加入する前の国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、「会社から毎月払われていると思う。」と述べているが、申立人の夫が申立期間当時に勤めていた会社に対して、当時の状況を確認することができ

ない。

なお、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月及び同年 5 月は、厚生年金保険の加入期間と重複する期間であるが、申立人に対し、当該期間の国民年金保険料が還付された記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月、4年1月及び同年8月から8年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年12月及び4年1月
② 平成4年8月から8年8月まで

私は、記憶が定かではないが自分で国民年金の加入手続を行った。加入手続後しばらくの間は国民年金保険料を納付していなかったが、督促状が来てから遅れがちであったがA市役所やB市役所で申立期間①及び②の保険料を遡って納付した。妻は、私が保険料を納付していたことを知っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の加入手続後、しばらくの間は国民年金保険料を納付していなかったが、督促状が来てから遅れがちであったがA市役所やB市役所で申立期間①及び②の保険料を遡って納付した。」と主張しているが、未納期間の保険料を納付書により遡って納付することとなる過年度分の保険料はA市役所及びB市役所で納付することはできない。その上、申立人は、申立期間①及び②に係る保険料の納付頻度、納付時期及び納付金額の記憶が無いなど、保険料の納付についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、「妻は、私が保険料を納付していたことを知っている。また、妻の保険料は妻自身が納付した。」と主張しているが、申立人の妻は、「私は自分の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていない。国民年金の諸手続は私の分も含めて、夫がしたので、私は知らない。」と述べており、申立人の主張と相違している。なお、申立人の妻は、オンライン記録によると、申立期間②のうち、婚姻後の平成6年5月から申立人が厚生年金保険に加入する月の直前の8年8月までの期間は、保険料が未納となっていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人に対して平成9年9月に納付書が作成されていることが確認できることから、申立期間①及び申立期間②のうちの4年8月から7

年7月までの期間は、当該納付書の作成時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から7年3月まで

私は、会社に入社するに当たり、会社の担当者から「大学在籍期間中に未納となっていた国民年金保険料を納付するように。」との指示を受け、入社前の平成7年3月頃又は入社直後に、申立期間の保険料を遡って一括して納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社に入社する前の平成7年3月頃又は入社直後に、申立期間の国民年金保険料を遡って一括して納付した。」と述べている。しかし、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、同番号制度が導入された9年1月1日に付番されており、当該基礎年金番号の付番の時点より前に申立人に対して国民年金の記号番号が払い出された記録は確認できないことから、申立期間は、申立人が国民年金に加入していない期間であることが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「国民年金の加入手続については、全く記憶に無く、入社前に会社の担当者から『未納分の国民年金保険料を納付しないと厚生年金保険の加入手続をすることができない。』と聞き、申立期間の保険料として10万円前後の金額を遡って一括して納付した。」と述べているが、当該会社では、当時の資料が無く、当時の入社時の案内及び説明の状況等を確認することができないとしており、国民年金保険料の未納があることにより厚生年金保険に加入することができないという事情は無く、申立人が納付したとする納付金額は、申立期間の保険料額と相違している上、申立人は、国民年金の加入手続及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 7 月までの期間、55 年 4 月から 57 年 12 月までの期間及び平成元年 9 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 42 年 7 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 57 年 12 月まで
③ 平成元年 9 月から 2 年 3 月まで

私は、昭和 50 年頃に夫と一緒に国民年金に加入した。その際、申立期間①の国民年金保険料として夫婦二人分の 10 数万円を遡って一括して納付した。申立期間②の保険料については、領収証書を 2 枚所持している。申立期間③の保険料は、集金人に夫の分と一緒に付加保険料を含めて納付していた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②及び③の保険料が付加保険料を含めて未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は「昭和 50 年頃に夫と一緒に国民年金に加入した。その際、申立期間①の国民年金保険料として夫婦二人分の 10 数万円を遡って一括して納付した。」と説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金受付処理簿によれば、49 年 12 月頃に A 県 B 町において夫婦連番で払い出されていることが推認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点は、第 2 回特例納付の実施期間中である。

しかしながら、申立人が所持する「納付書・領収証書」及び申立人に係る国民年金被保険者台帳（以下「特殊台帳」という。）によれば、申立人が申立期間①の直後の昭和 42 年 8 月から 49 年 3 月までの保険料 6 万 7,800 円を 50 年 2 月 27 日に遡って納付していることが確認できるものの、申立期間①の保険料を納付した記録を確認することができない。また、申立人及びその夫に係る特殊台帳の記録によれば、両者はそれぞれ 42 年 8 月から 47 年 12 月までの保険料を第 2 回特例納付により、48 年 1 月から 49 年 3 月までの保険料を過年度納付により納付していることが確認できる。さらに、申立人の夫

は、前述の特殊台帳によれば、申立期間①のうち40年4月から42年7月までの28か月の保険料を第2回特例納付により納付していることが確認できる。これは、申立人の夫が、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、44歳であったため、申立人の夫に係る国民年金の受給資格期間を満たすために、当該28か月の保険料を納付したものと考えられる。なお、申立人の42年8月から49年3月までの期間及び申立人の夫の40年4月から49年3月までの期間に係る特例納付分及び過年度納付分のそれぞれの保険料額の合計金額と申立期間①のそれぞれの保険料を合計した金額は、申立人が納付したとする金額と相違していることなど、申立期間①に係る保険料の納付金額の記憶は曖昧である。

申立期間②については、申立人は、申立期間②のうち昭和55年7月から57年3月までの期間の定額保険料及び付加保険料の合計金額9万6,330円が記載された「納付書・領収証書」を所持しているが、当該「納付書・領収証書」（本人控え）及び「領収控」（金融機関控え）には領収印が押されていないことが確認できることから、申立人は当該期間の保険料を納付しなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間②のうち昭和57年4月から同年12月までの期間を含む57年度12か月分の6万2,640円及び58年度12か月分の6万9,960円の合計金額13万2,600円が記載され、60年2月16日の領収印が押された「納付書・領収証書」を所持しているものの、領収日である同年2月16日の時点で、57年4月から同年12月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。このことについて、申立人は、当該保険料が還付された記憶は無いと述べているものの、申立人に係る特殊台帳によれば、当該時効によって納付することができなかった期間の保険料が還付されていることが確認でき、また、当該納付書・領収証書及び特殊台帳によれば、申立人が時効期限を過ぎて保険料を納付したことは明らかである上、特殊台帳における還付記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間②のうち昭和55年4月から同年7月までの保険料については、申立人は、「保険料は、B町では町役場で、C市に引っ越した後は集金人に納めた。」と述べているものの、申立人は、当該期間に係る保険料の納付場所、納付時期、納付金額等に関する記憶が曖昧である。

申立期間③については、平成2年5月22日に作成されたC市の「国民年金印紙検認状況表」によれば、申立人及び申立人と一緒に保険料を納付したとする夫の申立期間③の保険料は、当該状況表の作成時点においては、未納と記録されていることが確認できる。なお、オンライン記録によれば、申立人の夫の申立期間③に係る保険料は、平成2年9月13日に過年度納付されている上、60歳に到達した後の同年9月に国民年金に任意加入し、同年9月から3年4月までの期間の8か月の保険料を納付していることが確認できる。これは、申立人の夫は、前述の第2回特例納付により保険料を納付した時点及び過年度納付により保険料を納付した時点において、60歳に到達する前月までの保険料を納付すれば受給資格期間を満たす予定であったが、その後、厚生年金保険と厚生年金保険の間の期間である56年7月から57年3月までの期間の9か月の保険料が未納

となったことから、当該期間に相当する保険料を納付する必要が生じたためと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から平成 2 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から平成 2 年 9 月まで
私の母は、20 歳の加入時期からは遅れたが、私の国民年金の加入手続を行い、区出張所で 20 歳まで遡って国民年金保険料を 2 回に分けて納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を 20 歳まで遡って納付していたとする母親は、申立人の国民年金の加入手続の時期及び申立期間の保険料を納付したとする時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 4 年に払い出されており、この払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該払出時期は特例納付実施期間ではないほか、申立人に対して同年 11 月 4 日に納付書が発行されており、当該発行時点で遡って納付することが可能な 2 年 10 月から 4 年 3 月までの期間の保険料が同年 11 月 9 日に過年度納付され、同年 4 月から同年 10 月までの保険料が同年 11 月に現年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、いずれの納付時点でも申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人及びその母親は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、母親は、申立人の保険料の納付について母親自身の日記に納付額を記載していたが、申立期間の保険料は記載されていなかったと説明している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から 61 年 5 月までの期間及び昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 3 月から 61 年 5 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

私の父は、時期は不明であるが私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。私が大学院在学中の平成 3 年 12 月に結婚した後、実家に私宛ての過去の国民年金保険料の納付書が届いたので、私の妻が 4 年 1 月から同年 3 月頃に、その納付書で保険料約 30 万から 40 万円くらいを納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとする父親からその手続状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 4 年 1 月に払い出されており、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は学生が国民年金の強制加入対象となった 3 年 4 月 1 日と申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿に記載されていることから、申立期間①及び②はいずれも国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の妻が納付していたとする金額は申立期間当時の保険料額と相違しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11998

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 11 月まで

私が昭和 61 年 4 月に就職した会社は厚生年金保険適用事業所ではなかった。私は、当時、自宅に国民年金に関する書面が送付されてきたことを憶えているので、国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料について、納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 2 年 2 月 17 日に払い出され、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人が現在所持する年金手帳の「被保険者となった日」は申立期間後の「平成 2 年 6 月 30 日」と記載されているほか、申立期間を含む昭和 60 年 5 月 11 日の国民年金の被保険者資格取得及び 62 年 12 月 2 日の同資格喪失が平成 14 年 12 月 4 日に記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間はそれまで国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間に国民年金の加入手続を行った記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12000

第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から13年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月から13年12月まで
私の母は、私が20歳の頃に国民年金の加入手続きを行い、私か母が申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料を納付したとする申立人及びその母親から申立期間当時の納付状況等について、電話及び文書による照会に対する協力が得られないことから、当時の状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は平成10年7月に付番されていることがオンライン記録で確認でき、当該基礎年金番号により申立期間の保険料を納付することが可能であったが、申立期間当時申立人と同居していたと思われる兄も国民年金手帳の記号番号が8年9月頃に払い出されたものの、同年8月以降当該期間を含め17年6月までの保険料が未納であることなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12001 (事案 4192 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から 59 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 59 年 2 月まで
私は、入社した会社の経理担当者に国民年金保険料を納付するよう助言され、昭和 59 年 4 月頃に 20 歳になった日まで遡って約 4 万円の保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 8 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は現在所持する手帳以外に別の手帳を受け取ったことはないことを説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 4 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、入社した会社の経理担当者に勧められて国民年金の加入手続きを行い保険料を納付していたと主張しているが、当該経理担当者に証言を求めた結果、当該経理担当者は、申立人に国民年金への加入を勧めた記憶は無いと説明しており、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から52年12月までの期間、平成元年5月、同年6月及び4年12月から5年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から52年12月まで
② 平成元年5月及び同年6月
③ 平成4年12月から5年2月まで

私の母は、私が20歳の頃に私の国民年金の加入手続を行い、私自身で国民年金保険料を納付し始めた平成9年5月頃までの保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和54年2月に払い出されており、当該払出時点からみて当該期間直後の53年1月から同年3月までの期間の保険料は過年度納付されていると考えられるものの、当該期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第3回特例納付及び過年度納付以外にないが、申立人は、母親から当該期間の保険料を遡ってまとめて納付したという話を聞いたことはないと言明していることなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人が所持している国民年金手帳にはこれらの期間において被保険者資格を取得した旨の記載は無く、これらの期間に係る被保険者資格の得喪記録はいずれも平成9年7月に追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該得喪記録が追加されるまではこれらの期間は未加入期間であり、制度上、保険料を

納付することはできない期間であったことなど、申立人の母親がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 58 年 12 月まで
私は大学を卒業してしばらくたった後に、国民年金保険料の未納通知が届いたため、保険料を遡って納付した。その後の保険料も自身で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を遡って納付したとする時期及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 59 年 6 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間直後の 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は、申立人の所持する領収証書から 61 年 3 月 10 日に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は別の年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年10月までの期間及び57年2月から58年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から同年10月まで
② 昭和57年2月から58年8月まで

私は、私が共済組合の組合員となった昭和58年9月頃か、結婚をする前の60年12月に、母がこれまでの国民年金保険料を納付しておいたと言っていたことを憶えており、母が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の状況等を聴取することが困難なため当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和60年12月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、国民年金被保険者名簿には、申立人は昭和60年8月1日に新規に被保険者資格を取得した旨の記載があること、オンライン記録で、申立期間はいずれも平成5年9月に被保険者資格の得喪記録が追加変更されたことにより未納期間に整備されたことが確認でき、当該整備時点以前は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、現在年金手帳を1冊所持しており、当該年金手帳以外に別の年金手帳を母親から渡された憶えはないと説明しており、申立期間当時、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から同年11月までの期間、平成5年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年3月から同年11月まで
② 平成5年7月及び同年8月

私は、会社を退職した時に国民年金の加入を勧められ、昭和60年4月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付した。また、申立期間②についても平成5年7月か8月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続を昭和60年4月頃に行ったとしているが、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は、加入手続を行ったとする時期に年金手帳を受け取った記憶が無く、申立期間当時に申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の基礎年金番号は平成9年1月1日に厚生年金保険の記号番号が付番されており、申立期間はいずれも15年6月16日に被保険者資格の得喪記録が追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点までは未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から59年12月まで

私は、結婚後に国民年金の加入手続をし、区役所から4、5枚の国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、何回かに分割して遡って保険料を納付した記憶があるが、納付期間が分からないので確認したい。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、4、5枚の納付書で保険料を遡って納付したと説明しているものの、その納付時期、遡って納付した保険料の納付額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和61年1月頃に払い出されていることから、少なくとも申立期間直後の60年1月から同年12月までの保険料は手帳記号番号払出以降に遡って納付したものと考えられ、申立人が保険料を遡って納付したという記憶と一致するほか、上記手帳記号番号払出時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から2年2月まで
私の夫は、婚姻後の平成2年4月開業後に夫婦二人の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は平成2年4月から夫が夫婦二人分の保険料を納付していたと説明しているが、申立人の夫の国民年金手帳の記号番号は4年3月頃に払い出されており、申立人の申立期間直前の第3号被保険者資格の喪失処理は同年4月3日に行われていることが確認でき、これらの時点までは、夫自身は当時は国民年金に未加入で保険料を納付することができない期間であり、申立人の申立期間は第3号被保険者期間とされていたほか、申立人及びその夫の申立期間直後の2年3月の保険料はいずれも4年4月27日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 1 日から 43 年 9 月 1 日まで
ねんきん特別便を見て、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和 43 年 10 月 29 日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にあるB社の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の被保険者期間は別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できる上、申立人自身も、「同社に勤務していたことは覚えているが、若い頃で厚生年金保険のことは考えていなかった。」旨述べていることを踏まえると、当該未請求の期間があることに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 2 日から 42 年 3 月 16 日まで
日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認について」のはがきを受け取った時に、脱退手当金の支給記録が有ることを知った。A社B工場を退職したときには、脱退手当金の制度を知らなかったため、受け取るはずが無い。調査をして脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社B工場に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 3 月 16 日の前後の各 2 年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する 15 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、12 名に支給記録が確認でき、そのうち 9 名については、資格喪失日から 5 か月以内に支給決定がなされている上、そのうちの連絡の取れた受給者 2 名は、「会社から脱退手当金の説明を受け、会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」旨の供述をしていることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、A社B工場に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月後の昭和 42 年 6 月 16 日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月 16 日から 42 年 11 月 1 日まで
② 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 9 月 21 日まで

ねんきん特別便が届き、年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。今回、日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立てをした。脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和43年10月22日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、A社を退職するときに、同社から失業保険の一時金として1万円少々をもらったと供述しているが、失業保険は、当時、請求者が直接、公共職業安定所に出向いて手続を行わなければ給付を受けられず、代理請求等の手続が無かったことから、同社が失業保険金を支払うことは考えられず、しかも申立人に支払われたとされる脱退手当金の支給額が1万286円で申立人がもらったとする額に近いこと、また、同社における勤務期間が約8か月であることから同社からの退職金の支給は考え難いことも踏まえると、申立人が同社から退職するときにももらったとする一時金は、同社が代理請求により受領して支払うことができた脱退手当金であった可能性が高い。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未支給となっているものの、申立期間と未支給となっている被保険者期間は、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できる上、申立人がA社から脱退手当金を受領したとすれば、同社は申立人に申立期間以前の被保険者期間（未支給被保険者期間）があることを知らなかったと考えられること

から、同社が当該脱退手当金の請求について、申立期間以前の被保険者期間の請求を行っておらず、社会保険事務所（当時）では、別の記号番号で管理されている当該申立期間以前の被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、申立期間以前の脱退手当金が支給されていない期間が存在することに事務処理上の不自然さはいふことができない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から38年10月1日まで
年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金については、オンライン記録では、申立期間に勤務したA工場退社後約3か月を経過した昭和38年12月27日に支給決定されており、この支給に関しては、年金事務所にその根拠となる「脱退手当金裁定請求書」、「脱退手当金決定・支払伺」等が保存されている。そして、当該裁定請求書及び脱退手当金決定・支払伺の記載内容とオンライン記録の記載内容は一致している。

また、当該裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認でき、申立人の退職当時の住所（申立人の両親の住所）が記載されていることから、申立人の意思に基づき当該脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、当該裁定請求書の裏面には、脱退手当金の受領を申立人の母親に委任することについての申立人の署名及び押印がある上、脱退手当金を領収したことを認める母親の署名及び押印が確認できることから、申立人の母親が当該脱退手当金を受領していることが確認できる。

なお、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年12月27日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務した証明として、新年会の写真を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和 48 年度新年会の写真及び同僚の供述から、入社日までは特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に勤務していた従業員は、入社後に見習期間があり、3か月から1年程度又は各自の能力次第で期間は決まっていない旨供述しており、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日に一定期間の相違が見受けられることから、同社の従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月1日から6年8月1日まで
② 平成8年2月24日から同年3月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうちの申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に同社に勤務していたのは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②においてもA社に勤務していたとしているが、同社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合から提出された申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録は、オンライン記録と一致していることが確認できるとともに、雇用保険の加入記録と符合していることが確認できる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主及び総務担当者は、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入の取扱いについては不明と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間にA社に勤務していたことが確認できる元従業員 18 人に照会したところ、8人から回答があり、このうちの5人が申立人のことを記憶していたが、申立人の同社での勤務期間や厚生年金保険料の控除について確認できる供述は得られない。

加えて、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を保有しておらず、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から40年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、複数の同僚はそれ以前と比べて同額か増額しているのに、自分の標準報酬月額は低くなっている。確認できる資料は保有していないが、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和40年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B社（A社の営業権を譲り受けた事業所）は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保有していないと回答している上、申立人が記憶していた同僚も給与明細書等を保有しておらず、申立人の主張する報酬月額及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に標準報酬月額を減額された複数の従業員に照会したが、給与明細書等を保有している者はおらず、標準報酬月額が減額されていることについて不明と供述しており、申立人の主張する報酬月額及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間のうち、昭和37年10月から38年2月までの期間について、A社において当該期間に厚生年金保険の加入記録のある申立人と同年代の従業員で36年10月及び37年10月における定時決定時の標準報酬月額を比較したところ、複数の従業員が減額されていたことが確認できる。

加えて、申立期間のうち、昭和38年3月から40年3月までの期間について、A社に係る事業所別被保険者名簿から、標準報酬月額が大幅に減額されている期間のある20人の従業員に照会したところ、回答のあった16人のうち、複数の従業員は、独身の海外勤務者は、海外給与と本俸の約15%から20%の国内給与が厚生年金保険を継続するために支払われていた旨供述している。

そして、申立期間においてA社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の標準報酬

月額等の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額が訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年8月5日から同年9月1日まで
② 昭和33年9月1日から35年3月1日まで
③ 昭和35年10月1日から同年12月1日まで
④ 昭和35年12月1日から39年10月1日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、昭和39年9月にA社（現在は、B社）を退職した際、同社から脱退手当金の説明は無く、受け取った記憶も無い。また、40年3月には再就職しており、厚生年金保険から脱退したつもりも無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間④に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性従業員のうち、同社で2年以上の厚生年金保険被保険者期間が有る者40人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む28人に脱退手当金の支給記録が有り、そのうち27人がそれぞれの被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給記録が確認できる複数の同僚は、事業所が脱退手当金の請求手続を行い、退職金と一緒に受給した旨の供述をしていることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿における申立人の記録には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る

脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで
② 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 2 月 8 日まで

日本年金機構からのはがきによって、脱退手当金を受給していることを知った。当時のことはあまり記憶に無いが、脱退手当金は受給していないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 42 年 5 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、その未請求となっている被保険者期間は3か月間と短期間であることに加え、申立期間と未請求の期間は別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認でき、当時は、請求者から当該期間の申出をしなければ、社会保険事務所（当時）では別の記号番号で管理されている請求者の被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることを踏まえると、当該未請求の期間があることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 6 日から 51 年 4 月 21 日まで

平成 12 年当時に年金記録を確認した際には、申立期間に厚生年金保険の加入記録が有ったが、22 年 4 月 21 日付け被保険者記録照会回答票には、申立期間は脱退手当金が支給された期間となっている。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和 51 年 6 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人がその主張の根拠の一つとしている社会保険庁（当時）発行の「平成 12 年 11 月 13 日現在」の加入記録に申立期間の記載が有ることについては、当時、社会保険庁が、基礎年金番号以外の年金手帳の記号番号を調査するため、申立人に「年金手帳記号番号回答票」の提出を依頼する際に記載したものであり、記載されている期間には脱退手当金が支給された期間も含まれている旨の説明書（「年金手帳の記号番号調査のお願い」）が同封されていたと推認できるため、当該依頼の際に申立期間が記載されていたことをもって、社会保険庁が申立期間に係る脱退手当金を申立人が受給していなかったものと認めていたと考えることはできない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月26日から39年4月8日まで
② 昭和39年10月27日から40年1月21日まで
③ 昭和40年4月29日から41年10月6日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金は、結婚する以前に、A社及びB社に勤めた期間について1万7,000円ぐらい受け取っただけで、そのほかの期間については受け取った記憶が無いので、申立期間に係る支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間①から③までは、オンライン記録上、合算して脱退手当金を支給されたことになっているところ、申立人が記憶している受給額は、当該記録における支給額とおおむね一致している上、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していた事情はうかがえないことから、申立期間①から③までについても併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立期間を含む脱退手当金の最終事業所である申立期間③に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間①から③まで及びそれ以前の申立人が受給を認めている期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間①から③までを含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月1日から43年3月28日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、申立期間以前に勤務していたB社では脱退手当金を受給した覚えは有るが、申立期間については受給した記憶は無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人について脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和43年8月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人は、申立期間以前に勤務したB社を退職後に脱退手当金として2万5,000円を受給したと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間以前には脱退手当金の支給記録が無い一方、同社での厚生年金保険被保険者月数58か月と申立期間であるA社での被保険者月数14か月を合算した72か月を基礎として脱退手当金が支給されていることが確認でき、その支給額(2万5,625円)に計算上の誤りは無い上、受給金額に係る申立人の記憶ともほぼ一致することが確認できる。

さらに、申立人が受給の記憶があると主張するB社のみを対象とした脱退手当金の支給額を計算すると1万5,828円であることを踏まえると、申立人は申立期間を含む脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 7 月 13 日まで
② 昭和 40 年 10 月 4 日から 43 年 8 月 21 日まで

日本年金機構から脱退手当金に係るはがきが届き、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。しかし、脱退手当金に係る手続は行っていないので、申立期間について厚生年金保険被保険者加入期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 8 月 21 日の前後約 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者 3 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む二人に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、両者の資格喪失日は異なっているものの脱退手当金の支給決定日が同日であることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿には、申立人について脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 44 年 2 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から11年2月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっている。申立期間は同社の代表取締役として勤務しており、給料が従業員よりも低額ということは納得できないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人及びA社は、申立期間の保険料控除額を確認できる資料を保管しておらず、申立人の主張する報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は、申立期間当時同社の代表取締役であったことが確認できる上、オンライン記録によると、同社の取締役二人も申立人と同様に、申立期間は標準報酬月額が低くなっていることが確認できるが、申立人は、「他の取締役も同様に標準報酬月額が低くなっているのであれば、そのときに景気が悪くて標準報酬月額を下げたのかもしれない。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、遡った減額訂正は行われておらず、社会保険事務所（当時）の処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月から同年12月1日まで
A社B営業所に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社B営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B営業所に係る事業所別被保険者名簿から、申立人が記憶している同僚4人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和35年3月1日であることが確認できる上、連絡の取れた同僚の一人は、自分は33年10月1日付けで同社同営業所にアルバイト社員として入社したが、35年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでは厚生年金保険に加入していなかったと供述している上、申立人も当時はアルバイト社員で厚生年金保険には加入していなかったはずであると供述している。

また、申立人と同日に資格取得した従業員8人に照会し、回答のあった二人は、いずれも資格取得日より前からA社B営業所に勤務しており、当時の雇用形態は正社員以外のアルバイト等であったと回答している。

これらのことから、A社B営業所は、昭和35年3月1日より前に入社していたアルバイト社員については、一定期間経過後にまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、A社は、申立期間当時の人事資料及び賃金台帳等を保存しておらず、申立人の同社B営業所における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 30 万円と記録され、申立期間前の 32 万円よりも低下している。給与金額は低下しておらず、残業時間にも変動は無かったと記憶しているので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額について、給与金額は低下しておらず、残業時間にも変動は無かったので、標準報酬月額は下がらないはずであると主張している。

しかし、B 社は、申立期間の賃金台帳は保管していないため、申立人の報酬月額や厚生年金保険料控除額を確認することはできないが、仮に給与金額が低下していない場合でも、残業手当等の固定的賃金以外の変動により、定時決定における標準報酬月額が低下することは考えられると回答している。

また、申立人と同じ昭和 46 年 4 月に A 社で資格取得した女性従業員 23 人について、56 年から平成元年までの定時決定における標準報酬月額の記録を確認したところ、標準報酬月額が前年より低下している年がある者が 13 人みられる。

さらに、オンライン記録では、申立人の昭和 62 年の定時決定は、適切な時期に処理されたことが記録され、遡った記録訂正等は確認できない。

このほか、申立人の申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は 20 万円程度であったと記憶しているの、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、9万8,000円と記録されているが、申立人は、申立期間の報酬月額は20万円程度であったと主張している。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は当時の資料を保管しておらず、申立期間の標準報酬月額に係る届出及び保険料控除について不明である旨回答していることから、申立人の申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員等に照会し、6人から回答を得たものの、全員が給与明細書を保有しておらず、申立期間における給与支給額及び保険料控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録では、申立人が資格取得した平成8年5月1日に申立人を含む19人がA社で資格取得しているところ、その全員の標準報酬月額が9万8,000円であることが確認できる上、これら19人を含む当時の同社の被保険者全員(25人)の標準報酬月額について、不自然な記録訂正の形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年8月22日から同年10月31日まで
② 昭和20年4月1日から同年8月15日まで

A会に所属するB船に機関員見習として勤務し、同船舶が沈没した後に、自宅で次の船舶に勤務するまで待機していた申立期間①の船員保険の加入記録が無い。

また、A会に所属するC船に勤務した期間のうち、申立期間②の船員保険の加入記録が無い。

船員手帳は保有していないが、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和20年4月1日以前には、「適用船舶に乗り組むために雇用されているもので、船内に使用されていない者」については、船員保険の適用が無かったところ、申立人は、B船が沈没した19年8月22日から次に乗船したC船に乗り組んだ同年10月31日までの期間は、自宅待機していたとしている。

また、B船に係る船員保険被保険者名簿により、同船舶は昭和19年8月22日に沈没し、同日に船員保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、同日以降に同船舶において船員保険被保険者資格を喪失した者は確認できない。

申立期間②について、申立人は、C船における同僚1人を記憶していたが、連絡先が不明である。そこで、C船に係る船員保険被保険者名簿により、連絡先が判明した従業員6人に照会したところ、回答があった4人全員が申立人を覚えていないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の給与からの控除についての供述を得ることができない。

また、申立人が同僚であったとする者は、C船に係る船員保険被保険者名簿により、申立人と同一職種であったことが確認できるところ、当該同僚の被保険者資格喪失日は申立人と同日であることが確認できる。

さらに、A会は既に解散している上、申立人が勤務していたとする船舶を所有して

いたD社は、当時の資料を保有していないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月2日から26年7月31日まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、昭和37年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先は不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、学校の同級生で、自身よりも前にA社に勤務していたとする同僚二人の氏名を記憶しており、当該同僚二人の氏名は、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において確認できるが、いずれも申立人が入社したとする日よりも後の昭和23年に被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうちの同僚一人は、申立人のことは知っているが、申立人は同社に勤務していなかったと供述している。

さらに、上記被保険者名簿により、上記の同僚以外で申立期間にA社において被保険者記録のある複数の従業員は、連絡先が不明であり、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年2月1日から平成2年2月1日まで
② 平成3年9月30日から同年10月1日まで

A社に勤務していた申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は保有していないが、初任給は20万円であり、社会保険に加入してからは、見習期間で25万円、それ以降は、固定給30万円に歩合給がついた給料であると記憶している。調査して申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、同社には、平成3年9月末まで勤務していたはずである。調査して申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主及び会長は所在不明のため、申立人の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、「A社が社会保険に加入後3か月の見習期間の固定給は25万円であり、その後、営業職は固定給30万円であった。」と供述しているが、オンライン記録で確認できた申立人と同じ営業職の従業員12名（取締役2名を含む。）のうち、同社における資格取得後3か月以上記録のある8名の従業員は、標準報酬月額が30万円より低いことが確認できる。

さらに、申立人が記憶している1名の役員は、「A社における固定給は、社員募集及び入社時の説明であり、営業会社である当社は、営業成績に応じて給料が決まっていた。」と供述している上、従業員1名は、「成績が悪いと見習期間中の給与より減った記憶がある。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和 61 年 12 月 1 日から平成 3 年 9 月 30 日までとなっており、申立期間が含まれていることが確認できる。

しかし、申立期間②前後に A 社で被保険者記録が確認できる複数の従業員の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の記録と一致していないことが確認できるところ、申立人が記憶している 1 名の役員は、「厚生年金保険と雇用保険は、会長がその時々々の状況や人を見ながら手続を行っていた。」と供述していることから、同社の雇用保険の記録は必ずしも勤務期間と一致するとは言えず、申立人の雇用保険の加入記録から、勤務を推認することはできない。

また、A 社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主及び会長は所在不明のため、申立人の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が係長として記憶している従業員は既に亡くなっており、他に申立人が記憶している上記役員以外の 1 名の役員は所在不明であることから、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録により、平成 3 年 10 月 1 日に資格を喪失していることが確認できる 1 名の従業員に照会したが、回答を得ることができないため、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月23日から同年5月1日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所に勤務していた証明として退職証明書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所の退職証明書により、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所を含むB社C事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において事業主名は確認できず、申立人の厚生年金保険料控除について確認することはできない。

また、上記被保険者名簿により、申立期間当時に勤務し連絡の取れた9名の従業員について、その記憶する入社日と当該事業所における厚生年金保険の資格取得日を照合したところ、複数の従業員は入社して2か月又は3年経過後に資格を取得していることが確認できる。

また、上記従業員のうち、2名の従業員は、「試用期間があった。」と回答しているところ、そのうち1名の従業員は、「月半ばで入社した者は、その月は資格を取得せず、翌月以降に資格を取得した記憶がある。また、職種により試用期間はあった。」旨供述していることから、当該事業所においては、一部の従業員については、入社して一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 4 月から 20 年 6 月まで

A炭鉱に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。亡くなった夫から申立期間にA炭鉱に勤務した話を聞いていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A炭鉱における従業員の供述、申立人の同炭鉱に係る労働者年金保険被保険者台帳索引票及び健康保険労働者年金保険被保険者名簿並びに厚生年金保険被保険者台帳の記録により、申立人が昭和 17 年 4 月 16 日から同年 6 月 15 日までの期間において、同炭鉱に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 17 年 4 月から同年 5 月 31 日までの期間について、労働者年金保険法が施行されたのは同年 1 月 1 日、同法における保険料負担に関する規定の施行は同年 6 月 1 日であり、同年 5 月 31 日までは保険料負担が無い期間であることから、当該期間は保険料控除があったとは考え難い。

また、申立期間のうち、昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 6 月までの期間について、A炭鉱は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は所在不明であることから、申立人の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A炭鉱に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、連絡可能な従業員は、上記従業員のみであるため、申立人の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月 6 日から 57 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社から送ってもらった年金手帳を同社の次に勤めたB社に提出した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答により、申立人は、昭和 55 年 5 月 6 日から 57 年 3 月 31 日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、A社は、平成 2 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時、当社の従業員は申立人を含めて2名で厚生年金保険の適用要件を満たしていない事業所であったため、厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している。

さらに、申立人が、「年金手帳を提出した記憶がある。」と述べているB社に照会したが、同社は、「当時の経理担当者は亡くなり、当時の資料も無い。」と回答しているため、同社から申立人の年金手帳について確認することができない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
A 県立 B 事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には、定時制高校在学中の授業の少ない昭和 32 年 5 月 1 日から同年 10 月 31 日まで臨時職員として勤務した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県庁は、A 県立 B 事業所の申立期間当時の資料を保管しておらず、当時の状況を知る者も在籍していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて不明である旨回答している。

また、申立人が昭和 33 年に同じ高校から A 県立 B 事業所に一緒に就職したと記憶している同僚は、「申立人と一緒に同事業所に就職したが、高校在学中に申立人が同事業所に勤務していたかどうかは覚えていない。」と述べている。

さらに、A 県立 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間当時、同事業所で厚生年金保険に加入している職員 28 名に照会したところ、18 名から回答があったが、申立人を記憶している者がいないため、同事業所の職員から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 12 月 1 日から 21 年 9 月 1 日まで
② 昭和 22 年 5 月 31 日から 23 年 12 月 1 日まで
③ 昭和 23 年 12 月 29 日から 25 年 2 月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。知人の紹介で同社B支店に入社し、トラックにガソリンを入れる業務をしており、申立期間①、②及び③は、いずれも同社同支店で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「昭和 20 年から 25 年までの年金記録台帳及び従業員配置表に申立人の記録が無い場合、申立人の在籍を確認できない。」と回答しているため、同社から申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が記憶しているA社の同僚9名のうち、1名は住所不明、2名は死亡、6名は特定できなかったため、同僚から、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により従業員24名に照会したところ、17名から回答があったが、申立人を記憶している者がいないため、同社の従業員から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、回答があった17名のうち3名は、「A社では、本社採用と現場採用があり、本社採用であれば、どこで勤務しても厚生年金保険に加入している。」と述べている。

その上、申立人は、昭和 23 年 12 月 1 日から同年 12 月 29 日まで厚生年金保険の被保険者記録のあるC社について、「A社の出向先である。」と主張しているが、A社は、「C社が当社の関連会社であるとの資料は無い。」としている上、A社及びC社の従業員は、「両社が関連会社であると聞いたことが無く、別会社である。」と回答している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月1日から46年2月1日まで
夫が経営するA社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社が設立した時から働いていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと主張している。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和47年9月1日と記録されており、上記資格取得に係る届出の受付日については同年9月13日と付記されているところ、44年頃から平成13年8月まで、同社の社会保険に係る届出業務を担当していたとする税理士は、「自分が担当していた当時、申立人は同社の取締役ではあったが、同社の昭和48年2月期の決算報告書によると役員報酬が支給されたのは47年8月からであることが確認できるので、申立人の被保険者資格取得届は、その翌月の同年9月に行ったと思う。」と供述しており、上記名簿の記録と符合している。

また、昭和31年から37年9月までA社に勤務し、社会保険事務を担当していたとする従業員は、「同社で給与が支給されていた人に対して社会保険の手続を行っていた。申立人は社長夫人と思うが、会社には入社しておらず、申立人に会ったことは記憶に無い。」と供述している。

さらに、申立人は給与明細書等を所持しておらず、厚生年金保険料の控除が確認できない上、上記名簿では、健康保険整理番号に欠番は無く、遡って記録が訂正された等の不自然な点は見当たらない。

加えて、A社の元事業主（申立人の夫）は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の取扱状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 12 月 7 日まで
A社に在籍し、B社C工場に派遣されていた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に在籍していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員及びB社の従業員の回答により、申立人が、期間は特定できないものの、A社に在籍し、B社C工場の業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 54 年 12 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における同社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除は確認できないとしている。

さらに、A社の元社会保険事務担当者は、「自分が入社した当時、同社は厚生年金保険にまだ加入していなかった。その後、途中で加入したが、加入する前に厚生年金保険料を控除したことはない。」と供述していることから、申立人の申立期間における同社での厚生年金保険料の控除は確認することができない。

加えて、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得したことが確認できる従業員に、その日より前に同社において勤務した期間の厚生年金保険料の控除について照会したが、当該期間に保険料を控除されていたとする者はおらず、保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月6日から同年9月まで
A社(現在は、B社)で勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。1年以上在籍していたと思うので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和32年6月にA社に入社したとする3人の従業員は、「期間を特定できないものの、申立人がA社の本社工場で勤務していたことを知っている。」と回答しており、申立人が同社本社工場で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、当時の記録が残っておらず、申立人の勤務実態及び社会保険の取り扱いについては不明である旨回答している。

また、B社のホームページによると、「昭和32年3月に本社工場を取り壊し、200坪の工場を新築、6月完成。」との記載がなされているところ、同社は、本社工場の改築の背景から、同年4月頃に準工員(勤務3年未満の日給者)に対し退職勧奨をしたことがうかがえることから、申立人はその時点で準工員の身分で退職したと思われ、仮に、被保険者資格喪失後に勤務していたとすれば、申立人は厚生年金保険の適用を受けない季節工員として勤務していたことが考えられる旨回答している。

さらに、製造主任であったとする元従業員は、申立人の加入記録が欠落していることについて、「季節ごとの果物に係る業務であり、必要な期間に応じて期間雇用の従業員がいた。期間雇用の臨時採用者は社会保険には加入しないが、契約時の本人の希望で加入させたり、加入させなかったりしたのではないかと思う。」と供述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は昭和32年4月6日と記録され、訂正された形跡も無く不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 20325 (事案 5721 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から4年7月31日まで
代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額と相違している旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、「代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していながら当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、記録訂正を行うことができない。」旨通知があった。
しかし、不明確な判断根拠で出された結論には納得できないので、再度審議の上、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できるが、A社の代表取締役であった申立人が、標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないとし、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月16日付で年金記録の訂正が必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「標準報酬月額の減額処理に関する書類に押印していない。保険料についても未納はない。」旨主張しているが、上記主張に関しては、前回審議において、申立人自身が会社の代表者印を管理し、社会保険事務所(当時)において、詳細は不明であるが、複数の書類に押印し手続きを行ったと供述していることから判断すると、申立人が関与せずに標準報酬月額の減額訂正がなされたとは考え難く、申立人は、自身が標準報酬月額を減額訂正することに関与していたものとするのが自然であると判断している。また、申立人及び従業員の供述により、申立期間当時、A社は資金繰りに苦勞していたこと、同社の金融機関の口座取引記録等から厚生年金保険料を期限内に納付せず滞納していたことがうかがわれる。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び事情はないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めること

はできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月20日から同年2月20日まで
② 昭和35年3月14日から37年9月27日まで
③ 昭和38年11月1日から41年8月5日まで

平成22年9月に、日本年金機構から脱退手当金をもらった覚えの無い方は相談してほしい旨のはがきが来て、自分が申立期間について脱退手当金を受給したことになることを知った。脱退手当金を請求したり、受給した記憶はないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③において勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年8月5日の前後各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給要件を満たす9名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、6名に支給記録が確認でき、当該支給決定の記録がある者のうち2名は、「会社が脱退手当金の請求手続を行った。」旨回答していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 2 日から同年 11 月 14 日まで
② 昭和 37 年 11 月 14 日から 42 年 7 月 31 日まで

平成 22 年 4 月に日本年金機構から年金の被保険者記録照会回答票がきて、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶がないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 7 月 31 日の前後各 2 年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給要件を満たす 25 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、14 名に支給記録が確認でき、そのうち 12 名は厚生年金保険被保険者資格喪失日から 10 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 2 名は、「脱退手当金については、会社が請求手続を行った。」と供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から39年10月26日まで

昭和62年2月に、社会保険事務所(当時)へ行き年金の受給手続を行ったとき、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。受給した覚えはなかったが、国の記録には間違いは無いと思いそのままにしていた。平成22年秋に、日本年金機構からはがきを送られてきたので、申立てをすることにした。よく調べて、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年10月26日の前後各5年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給要件を満たす10人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、6人に支給記録が確認でき、その全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人であって、当時の社会保険事務担当者は、「当時は、同社退職時に脱退手当金を受給するのが当たり前であり、脱退手当金の請求手続は退職者に代わり自分が行っていた。申立人の請求手続も自分が行ったと思う。」と説明していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求したものと考えられる。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年12月18日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 8 日まで
平成 22 年秋に、日本年金機構からハガキが来て、申立期間について脱退手当金を受給したことになることを知った。しかし、会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶も無く、脱退手当金の請求手続きをしたことや受取った記憶なども無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務したA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 4 月 8 日の前後各 4 年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給要件を満たす 10 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、7 名に支給記録が確認でき、そのうち 6 名は厚生年金保険被保険者資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 2 名は、「会社が脱退手当金の請求手続きを行った。」旨回答していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続きを行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 36 年 8 月 10 日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年2月6日から39年3月1日まで
② 昭和39年10月1日から40年11月21日まで
③ 昭和40年11月22日から41年4月1日まで

平成22年秋に、日本年金機構からハガキが来て、申立期間について脱退手当金を受給したことになることを知った。しかし、脱退手当金の請求手続きをしたことや受取った記憶なども無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③において勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年4月1日の前後の各3年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給要件を満たしている申立人を含む2名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、2名共に支給記録が確認でき、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされている上、当該支給記録がある申立人以外の1名は、「会社が脱退手当金の請求手続きを行った。」旨回答していることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年5月16日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 9 月 7 日まで
② 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 1 月 12 日まで
③ 昭和 40 年 9 月 1 日から 43 年 8 月 21 日まで
④ 昭和 43 年 11 月 1 日から 46 年 11 月 4 日まで

平成 20 年頃、社会保険事務所（当時）で申立期間である厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給されている記録となっていることを知った。しかし、私には、脱退手当金を受給した記憶は無いし、今回、日本年金機構から脱退手当金に関わる厚生年金加入記録のお知らせ（はがき）も送られてきたので、もう一度調査して、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金の支給については、昭和 50 年 5 月 16 日に支給決定されているところ、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、当該支給決定日に近接する同年 3 月 31 日に、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記号番号を申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号に統合する手続が取られていることが確認できる上、申立期間③及び④に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても、それぞれの期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号を申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号に統合する手続が取られていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間④に勤務したA社に在職中の昭和 46 年 5 月 *日に婚姻し、姓が変わっているところ、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立人に対する脱退手当金が支給決定された 50 年 5 月 16 日に近接する同年 3 月 25 日に旧姓から新姓に変更されている。

これらを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて申立人の上記厚生年金保険被保険者記号番号の統合及び氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 27 日から 42 年 2 月 1 日まで
② 昭和 42 年 8 月 10 日から 44 年 9 月 1 日まで

ねんきん特別便が届き、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知ったが、そのままにしていた。平成 22 年秋に、日本年金機構から脱退手当金に関わる厚生年金記録のお知らせ(はがき)が来て、申立期間について脱退手当金が支給されていることを再認識した。申立期間①の前に勤務したA社を退職した時に脱退手当金を受給したことは記憶にあるが、申立期間については、脱退手当金の請求手続きをしたことや脱退手当金を受け取った記憶も無いので、よく調べて申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する申立期間に係る脱退手当金の支給については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和 44 年 10 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間①の前に勤務したA社に係る6年を超える厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給していることを認めており、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月11日から39年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間を含み継続して勤務し、途中退職することはなかったため、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険の記録では、A社が所在地を移転した昭和37年4月1日に被保険者資格を取得し、38年6月11日に資格を喪失した後、39年2月1日に資格を再取得しており、38年6月から39年1月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社は、既に適用事業所でなくなっており、事業主は既に死亡しているものとみられることから、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認できない。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間の全ての期間又は一部の期間に被保険者となっていることが確認できる従業員65人のうち、所在の判明した18人に照会したところ、9人から回答があり、うち5人が申立人を「知らない。」又は「覚えていない。」と回答しており、他の一人は申立人の記憶については未回答であり、残りの3人は申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間については不明としている。

さらに、上記の申立人を記憶している3人の従業員のうち、一人は、「私は社会保険を担当していたが、手続を行う時には、上司の最終チェックを受けていたし、上司は厳しい人だから社会保険の手続も間違いは無いと思う。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和34年4月11日から同年11月1日まで
②昭和35年9月29日から同年10月1日まで
③昭和35年10月1日から昭和36年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、営業職として天皇陛下の結婚式の翌日である昭和34年4月11日に入社し、35年9月30日まで継続して勤務していたので、当該期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社に勤務した期間のうち、申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。同社にはコミッションセールスとして入社し、その後定年まで継続して勤務していたので、当該期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、A社における同僚を記憶していないことから、当時の同僚に申立人の入社日及び退職日を確認することができない。

そこで、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年11月26日から申立人が同社において被保険者資格を取得した34年11月1日までの期間に被保険者資格を取得している従業員91人中、申立人より後で資格喪失している昭和生まれの従業員は18人おり、そのうち連絡先が判明した7人に照会したところ、4人から回答があったが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、上記4人の従業員のうち3人は、「当時、A社では、社会保険の加入の希望の有無を聞いていた。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間③について、B社から提出された人事記録の台帳及び社会保険の台帳により、申立人は、昭和35年10月1日にコミッションセールスとして同社に入社し、36年6月1日に社会保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、B社は、「コミッションセールスの社会保険の加入については、最初からは加入させてはおらず、加入時期は人によってばらばらであった。」旨供述している。

さらに、申立人と同時期に被保険者資格を取得している従業員45人中、連絡先が判明した6人に照会したところ、二人から回答があり、二人とも「コミッションセールスとして勤務していた。」旨供述しているが、自分の入社日を記憶しておらず、そのうち一人は、「一定の台数を販売後に営業所長の判断で厚生年金保険に加入できた。」旨供述しており、他の一人は、「厚生年金保険に加入したのは、入社してから3か経過した頃ではなかったかと思う。」旨供述している。

なお、上記のとおり回答している二人の従業員は、共に「厚生年金保険加入前に給与から保険料を控除されたことは無かったと思う。」旨供述している。

加えて、申立人は3人の同僚を記憶しているところ、そのうち連絡先が判明した一人は、「入社日の記憶は無いが、申立人と同日に研修を受け、同じ営業所において勤務した。」旨供述しているが、厚生年金保険の資格取得日は申立人と同日であることが確認できる。

なお、健康保険組合の記録においても、申立人の被保険者資格の取得日が厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月1日から63年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の給与額は40万円以上であったと主張している。

しかしながら、A社から提出された昭和62年8月7日付けの社会保険事務所（当時）の確認印が押してある「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」によると、申立人の同年10月の定時決定に係る標準報酬月額は38万円と決定されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、同社は標準報酬月額の届出を適切に行っていた旨回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和58年10月から60年9月までは36万円、同年10月から38万円と記載されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、また、同名簿及びオンライン記録に不自然さは見当たらない。

一方、A社から提出された申立人に係る昭和59年分、60年分、61年分、62年分及び63年分の給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載されている額からは、年2回支給されていた賞与額が不明なため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを推認することはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月30日から21年3月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人(故人)の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日は昭和20年9月30日となっており、同社D工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日は21年3月1日となっているところ、申立人は、申立期間も継続して同社に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人と同様に昭和20年9月30日にA社C工場において被保険者資格を喪失し、21年3月1日に同社D工場において被保険者資格を取得している元従業員2名は、同社C工場が解散したことにより退社し、同社D工場に再入社したとしており、そのうちの1名は、申立人も同社C工場を退社し、同社D工場に再入社したので、申立期間は厚生年金保険に加入していなかったと思うと供述している。

また、B社は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和21年3月1日となっている資料は保存されているが、そのほかの資料は保存されていないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 19 日から 47 年 3 月 31 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の友人の供述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は当時の人事記録、賃金台帳等を保管しておらず、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の複数の従業員に照会したところ、申立人を記憶している者がいないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社が申立期間当時の資料として唯一保管する厚生年金基金の記録では、申立人の資格取得日は昭和 44 年 4 月 1 日、資格喪失日は同年 5 月 19 日となっており、上記被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 15 日から 59 年 6 月 1 日まで
② 昭和 61 年 3 月 17 日から平成 2 年 11 月 17 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務した申立期間②に係る標準報酬月額が、実際の給与に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は保管されていないと回答しており、当時の従業員から供述は得られず、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、申立人よりも11年ほど前から勤務し、当該期間において取締役就任している申立人の兄（一男）及び申立人よりも9年ほど前から勤務している兄（三男）の標準報酬月額と比較しても不自然さは見当たらない。

申立期間②について、C社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の昭和61年3月17日の被保険者資格取得時に係る標準報酬月額は24万円、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、平成2年11月17日の被保険者資格喪失時の標準報酬月額は38万円と記載されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、C社から提出された「雇用保険被保険者離職証明書」に記載されている賃金額から平成2年10月の定時決定における標準報酬月額を算出すると38万円となり、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

さらに、申立期間②当時の総務部長は、当時の給与は固定給と成功報酬（歩合給）から成っていたが、固定給のみを報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け出ており、届け出た報酬月額を基に決定された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと供述している。

加えて、当該期間のうち、昭和62年10月1日から平成2年9月30日までの期間については、申立人の標準報酬月額は当時の厚生年金保険の標準報酬月額の上限額であることから、記録訂正の必要がない期間である。

なお、オンライン記録では、申立人に係る標準報酬月額が遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が各申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで

A社B製作所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 14 年 4 月から一般工員労働者として同社に勤務しており、厚生年金保険制度は 17 年 6 月から施行されたと聞いているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 14 年 3 月に旧制中学を卒業し、同年 4 月から A社B製作所に入社し、18 年 7 月に戦地に召集されるまでエンジン製作の原価計算業務を担当していたとしており、21 年 6 月 28 日に帰国したとしている。

一方、C 県福祉保健局から提出された申立人に係る軍歴確認書によると、申立人は昭和 18 年 7 月 3 日に召集され、21 年 6 月 29 日に召集解除されていることが確認でき、A社B製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は 19 年 6 月 1 日となっていることから、期間は特定できないものの、申立人が、18 年 7 月 3 日より前から同社同製作所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険法（昭和 19 年法律第 21 号）の施行前における労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）によると、被保険者の適用範囲は、常時 10 人以上の従業員を使用する工業、鉱業及び運輸業の事業所に使用される男子肉体労働者であり、それ以外の者は被保険者となることができなかつたところ、A社B製作所の労務課で従業員の採用を担当していた者は、旧制中学の新卒者は事務系労働者として採用していたと供述しているとともに、同製作所の経理課に勤務していた者は、原価計算担当者は工場の現場で勤務していたが、事務系労働者であったと供述している。

また、上記被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の被保険者記号番号欄に

「改」の記載が確認できるところ、年金事務所は、「改」の表示は、厚生年金保険法が施行され、被保険者の適用範囲が拡大されたことにより、被保険者となったことを示すものであるとしている。

これらのことから、申立人が労働者年金保険法における被保険者の適用対象者とはなっていないことがうかがえる。

また、厚生年金保険法において、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は保険料徴収の施行準備期間であることから、当該期間は、厚生年金保険の被保険者として算入されない。

なお、A社B製作所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人が記憶している同僚は所在が不明であることから、申立人の申立期間における勤務状況並びに労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月8日から39年2月16日まで
② 昭和39年2月21日から42年12月30日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。

しかし、私は、脱退手当金については、請求及び受給をしたことは無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和43年3月12日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間②に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である42年12月30日の前後各1年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む6人全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定記録のある複数の女性は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と供述していることなどを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求したものと考えられる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年3月12日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求及び受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月5日から30年11月5日まで
申立期間後に勤務したA社(現在は、B社)退社後に脱退手当金を受給した記憶は有るが、申立期間に勤務したC社については、家事都合により突然辞めてしまったので、当該期間の年金記録はA社の記録には引き継がれていないはずなので、申立期間に係る脱退手当金はもらっていない。申立期間について脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後に勤務したA社の被保険者期間については、同社の退職後に脱退手当金を受給したが、その前に勤務したC社の被保険者期間である申立期間については、脱退手当金を受給した記憶は無いと主張している。

しかし、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、A社の離職後の昭和39年12月25日支給決定の記録のみであり、当該脱退手当金は、申立人が受給を認めているA社の被保険者期間に、申立期間を加えた期間を対象として支給されており、その支給額に計算上の誤りは無いこと、また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、上記支給決定日の約半月前の同年12月9日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されていることなどから判断すると、申立人が受給したとする脱退手当金は、申立期間を含めた脱退手当金と考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月15日から40年6月1日まで
平成22年6月頃に年金事務所に出向いて相談したときに、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、私には脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和40年9月4日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間に勤務したA社の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年12月26日から31年10月25日まで
② 昭和31年10月26日から39年3月3日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、私は、脱退手当金の請求及び受給をしたことは無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和39年7月8日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間②に勤務していたA社B工場に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年3月3日の前後1年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む59人中55人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む52人は厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定記録のある複数の女性は、「自分の知らぬ間に、会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と供述していることなどを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、A社B工場に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和39年7月8日に支給決定されており、不自然さは無い。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求及び受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月16日から37年9月28日まで
② 昭和38年10月1日から41年2月4日まで
③ 昭和42年7月1日から44年6月21日まで

平成22年9月に日本年金機構より届いたハガキを見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、当該記録にある支払日当時は、A市からB市に転居しており、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、脱退手当金は受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和44年12月3日に支給決定されていることが確認できるところ、申立期間②に勤務したC社及び申立期間③に勤務したD社に係る厚生年金保険被保険者原票の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月半後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は「脱退手当金が支給されたとする頃には、D社のあったA市からB市に転居しており、脱退手当金を受給できず、受給した記憶も無い。」と申し立てているが、脱退手当金の請求は、居住地近くの社会保険事務所（当時）においても行うことが可能であり、また、受給も居住地近くの金融機関において行うことが可能であったことから、申立人が脱退手当金の支給決定当時にB市に居住していたことをもって脱退手当金の受給ができないとは言えず、このほか脱退手当金が受給できないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から38年10月1日まで
平成22年9月に、日本年金機構から届いた確認はがきで脱退手当金の受給記録が有ることを知った。しかし、私は、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する申立期間に係る脱退手当金の支給について、申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間より前のB社に勤務した3年5か月間の厚生年金保険被保険者期間については、既に脱退手当金を受給したとしており、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から脱退手当金について聴取しても、申立期間の脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情が見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。